

かまぐらゐ

環境

令和元年度(2019年度)
鎌倉市環境調査データ集

鎌倉市

【目 次】

第1章 公害関係法令手続き状況

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例委譲事務実施状況	1
(2) 騒音規制法事務処理実施状況	2
(3) 振動規制法事務処理実施状況	2
(4) 騒音規制法特定施設設置状況	3
(5) 振動規制法特定施設設置状況	3
(6) 大気汚染防止法特定施設設置状況	3
(7) 水質汚濁防止法特定施設設置状況	4
(8) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置状況	5
(9) 公害防止管理者等の選任届出状況	5

第2章 公害苦情と処理状況

(1) 苦情処理状況	6
(2) 苦情発生状況	7

第3章 公害の現況と対策

I 大気

(1) 環境基準	9
(2) 悪臭防止法における規制基準	10
(3) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における悪臭に関する規制基準	10
(4) 汚染物質測定状況	11
(5) 光化学スモッグの発生状況	16
(6) 自動車排出ガス等環境調査	17
(7) 二酸化窒素濃度調査	19
(8) 酸性雨調査	21

II 水質

(1) 環境基準	22
(2) 河川水質調査	26
(3) 神奈川県による水質測定結果	35

III 化学物質

(1) 環境基準	38
(2) 一般環境におけるダイオキシン類等の測定結果	39

IV 騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準	41
(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度	42
(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準	43
(4) 自動車騒音常時監視調査	44
(5) 環境騒音調査	50

V 地盤沈下

(1) 地盤沈下調査	54
------------	----

第1章 公害関係法令手続き状況

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、騒音規制法、振動規制法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、工場・事業場の届出等に関する事務を行っています。
各届出等の状況は、次のとおりです。

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例委譲事務実施状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正のため、平成24年(2012年)10月1日から、指定事業所に関する手続きの内容が、一部変更になっています。

ア 指定事業所等に関する申請・届出・報告の経由事務

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
指定事業所数		122	115	113	113	114
指定事業所に係る 申請・届出・報告の状況	設置許可申請	0	0	0	1	1
	指定施設設置工事完了届	0	0	0	1	1
	変更許可申請	1	2	1	1	2
	変更完了届	2	3	0	1	3
	変更計画中止届	0	0	0	0	0
	変更届	20	21	10	8	9
	地位承継届	2	3	0	0	0
	廃止等届	6	5	0	1	0
	休止等届	0	0	0	0	0
	現況届	0	0	0	0	0
	化学物質管理状況報告書	40	9	0	16	9
環境管理事業所等 に係る 申請・届出の状況	環境管理事業所認定申請	4	0	0	4	0
	環境配慮推進事業所登録申請	2	1	0	2	1
	環境管理事業所 (環境配慮推進事業所) に係る変更届	0(1)	0(2)	0(5)	1(2)	0(2)
地下水採取に係る 報告	地下水採取量測定結果報告書	11	11	10	10	10
周辺環境配慮事業 に係る 計画・報告・届出	周辺環境配慮計画	0	0	0	0	0
	周辺環境配慮報告	0	0	0	0	0
	変更(廃止)届	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※指定事業所数は、神奈川県提供データ

イ 大型小売店舗における夜間小売業に係る届出の受理事務

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
開始届	0	0	0	0	0
計画変更届	0	0	0	0	0
変更届	0	0	0	0	0
廃止等届	0	0	0	0	0
地位承継届	0	0	0	0	0

ウ 事故時等の措置等に関する報告の受理事務

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事故時等応急措置等完了報告書	0	0	0	0	0

(2) 騒音規制法事務処理実施状況

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
特定施設	設置届	0	2	3	0	5
	使用届	0	0	0	0	0
	数変更届	0	0	1	0	0
	防止の方法変更届	2	0	0	0	0
	氏名等変更届	12	7	9	5	3
	使用全廃届	3	0	0	0	1
	承継届	1	1	0	0	0
	計	18	10	13	5	9
特定建設作業	くい打ち機等を使用する作業	7	2	1	0	4
	びょう打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	118	124	126	110	109
	空気圧縮機を使用する作業	4	2	3	3	3
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
	バックホウを使用する作業	9	4	4	0	2
	トラクターショベルを使用する作業	0	1	0	0	0
	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
	計	138	133	134	113	118

(3) 振動規制法事務処理実施状況

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
特定施設	設置届	0	0	1	0	0
	使用届	0	0	0	0	0
	数及び使用の方法変更届	0	1	0	1	1
	防止の方法変更届	2	0	0	0	0
	氏名等変更届	9	5	6	3	1
	使用全廃届	1	1	0	0	0
	承継届	0	0	0	0	0
	計	12	7	7	4	2
特定建設作業	くい打ち機等を使用する作業	9	3	2	2	6
	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破碎機を使用する作業	2	0	4	3	5
	ブレーカーを使用する作業	43	45	52	34	45
	計	54	48	58	39	56

(4) 騒音規制法特定施設設置状況

施行令別表第11による区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(1) 金属加工機械	113	113	113	113	114
(2) 空気圧縮機及び送風機	479	481	493	493	498
(5) 建設用資材製造機械	8	8	8	8	8
(7) 木材加工機械	34	34	34	34	34
(9) 印刷機械	3	3	3	3	3
(10) 合成樹脂用射出成形機	25	25	25	25	25
(11) 鋳型造型機	1	1	1	1	1
特定施設総数	663	665	677	677	683
特定工場等総数	125	127	130	130	134

(5) 振動規制法特定施設設置状況

施行令別表第11による区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(1) 金属加工機械	98	77	77	77	77
(2) 圧縮機	167	167	169	167	167
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	6	6	6	6	6
(7) 印刷機械	3	3	3	3	3
(9) 合成樹脂用射出成形機	26	26	26	26	26
(10) 鋳型造型機	1	1	1	1	1
特定施設総数	301	280	282	280	280
特定工場等総数	80	79	80	80	80

(6) 大気汚染防止法特定施設設置状況

施行令別表第11による区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(1) ボイラー	46	46	44	45	46
(5) 金属溶解炉	2	2	2	2	2
(13) 廃棄物焼却炉	3	3	3	3	3
(29) ガスタービン	6	6	6	5	5
(30) ディーゼル機関	28	29	28	28	31
(31) ガス機関	2	2	2	2	2
特定施設総数	87	88	85	85	89
工場・事業場総数	39	39	39	39	41

※設置状況の提供は神奈川県

(7) 水質汚濁防止法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	29年度		30年度		元年度	
	工場数	50m ³ 以上	工場数	50m ³ 以上	工場数	50m ³ 以上
1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
10 飲料製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	11	0	11	0	11	0
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	22	0	22	0	22	0
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0	2	0	2	0
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0
47 医薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0
54 セメント製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0
55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	2	0	2	0	2	0
63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	2 (1)	0	2 (1)	0	2 (1)	0
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	3 (1)	1 (1)	3 (1)	1 (1)	3 (1)	1 (1)
66 電気めっき施設	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
66の3 旅館業の用に供する施設	62	0	72	0	73	0
66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積360m ² 未満の事業場を除く）の用に供するちゅう房施設	3	1	2	1	2	1
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積420m ² 未満の事業場を除く）	6	1	6	1	7	1
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	64 (6)	0	64 (7)	0	63 (7)	0
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4 (3)	0	4 (3)	0	3 (2)	0
68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0	1	0	1	0
71 自動式車両洗浄施設	37	0	36	0	36	0
71の2 科学技術に関する研究等を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	6 (5)	0	6 (5)	0	6 (5)	0
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	1	0	1	0
71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	0	0
72 し尿処理施設（処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く）	1	0	1	0	1	0
73 下水道終末処理施設	2	2	2	2	2	2
計	234 (17)	5 (1)	242 (18)	5 (1)	242 (17)	5 (1)

50m³以上：日排水量50m³以上の工場

()内は有害物質使用工場数

☒設置状況の提供は神奈川県

(8) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(5) 廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
計	3	3	3	3	3

施行令別表第2による区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(15) 廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(18) 下水道終末処理施設	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
計	1	1	1	1	1

() 内は事業所数

※設置状況の提供は神奈川県

(9) 公害防止管理者等の選任届出状況（騒音・振動関係）
（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

ア 特定工場数・公害防止管理者等の選任状況（平成31年(2019年)3月31日現在）

業種	特定工場数	公害防止統括者数 (同代理者数)	公害防止管理者数 (同代理者数)
			騒音・振動関係
金属製品製造業	1	1 (1)	1 (1)
電気機械器具製造業	0	0 (0)	0 (0)
計	1	1 (1)	1 (1)

イ 公害防止管理者等の届出状況

選任・解任届出	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
公害防止統括者（同代理者）	1 (1)	1 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)
騒音・振動関係公害防止管理者（同代理者）	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)

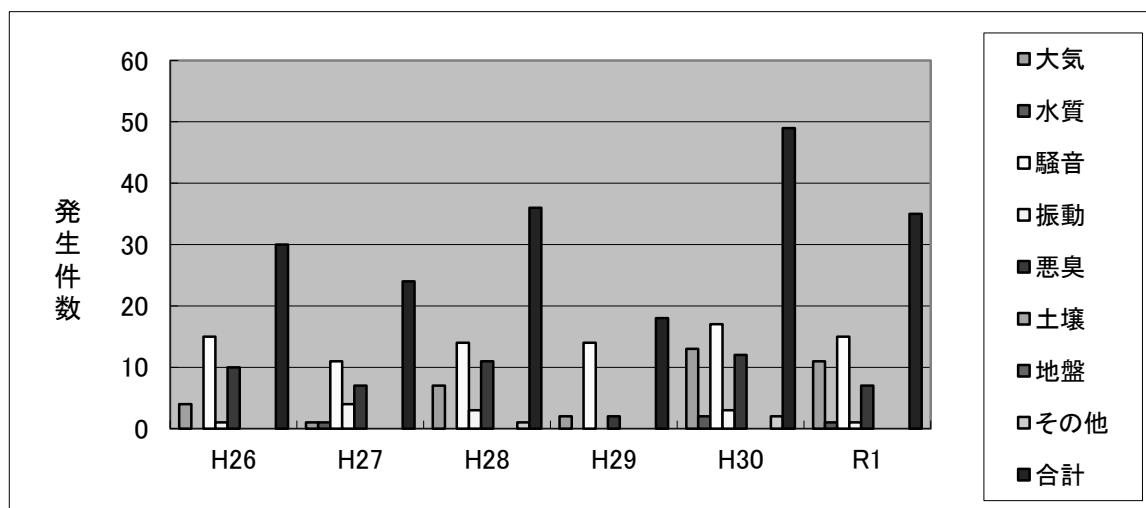
第2章 公害苦情と処理状況

本市の公害苦情相談は、事業活動によるものから住民の日常生活によるものまで多岐に渡っています。その内容は、事業所が設置する機器による騒音、解体・建築工事に伴う騒音、振動、粉じん、飲食店から発生する音響機器の騒音、たき火等で発生する煙や臭気（個人宅も含む）などです。令和元年度(2019年度)は野焼きに関する煙や悪臭の件数が増えました。また、近隣同士のコミュニケーション不足などにより、エアコンの室外機などの住宅設備、テレビや楽器の音など、生活騒音に関する相談があります。

令和元年度(2019年度)の苦情発生件数は35件でした。苦情を種類別にみると、騒音関係が15件、大気関係が11件、悪臭関係が7件、振動関係が1件、水質汚濁関係が1件となっています。

主な発生源は、建築・土木工事が13件、飲食店が5件となっています。

苦情発生件数の推移



(1) 苦情処理状況 (各年度別)

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計	処理率%
27年度	発生件数	1	1	11	4	7	0	0	24	41.7
	処理件数	0	0	5	3	2	0	0	10	
28年度	発生件数	7	0	14	3	11	0	0	36	72.2
	処理件数	6	0	11	1	8	0	0	26	
29年度	発生件数	2	0	14	0	2	0	0	18	83.3
	処理件数	2	0	12	0	1	0	0	15	
30年度	発生件数	13	2	17	3	12	0	0	49	79.6
	処理件数	11	2	15	3	6	0	0	39	
令和元年度	発生件数	11	1	15	1	7	0	0	35	57.1
	処理件数	9	0	5	1	5	0	0	20	
元年度以前 繰越分	繰越件数	2	0	3	0	7	0	0	12	75.0
	処理件数	2	0	2	0	5	0	0	9	

(2) 苦情発生状況

ア 令和元年度(2019年度)月別

月	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
4月	1		2		1				4
5月			2		2				4
6月	1		2		1				4
7月					1				1
8月									0
9月	2		3						5
10月	3		2						5
11月	1		2						3
12月	2			1	1				4
1月		1	1		1				3
2月	1		1						2
3月									0
合計	11	1	15	1	7	0	0	0	35

イ 令和元年度(2019年度)用途地域別

地 域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
第一種低層住居専用地域	5		1	1					7
第一種中高層住居専用地域	1		2		1				4
第二種中高層住居専用地域									0
第一種住居地域			3		1				4
第二種住居地域			2						2
準住居地域									0
近隣商業地域			2						2
商業地域			3		2				5
準工業地域	1				1				2
工業地域	1	1	1						3
工業専用地域									0
その他の地域・不明	3		1		2				6
合 計	11	1	15	1	7	0	0	0	35

ウ 令和元年度(2019年度)発生源別

発生源		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
製造事業場	食料品									0
	繊維・衣服・その他の繊維製品									0
	木材・木製品・家具									0
	パルプ・紙製品									0
	化学工業・石油・石炭製品									0
	窯業・土石製品									0
	鉄鋼・非金属・金属製品	1								1
	機械器具									0
	その他									0
修理工場						1				1
建築・土木工事（建設業）		3		8	1	1				13
交通機関	自動車									0
	鉄道									0
	その他									0
牧畜・養豚・養鶏場										0
下水清掃業										0
娯楽・遊興・スポーツ施設										0
卸売・小売業、再生資源卸売業			1	1		1				3
飲食店（うち「音響機器」騒音）				3(2)		2				5
洗濯・理容・浴場業										0
廃品回収業										0
医療業										0
農業・園芸サービス業										0
漁業										0
その他（家庭生活を含む）		7		2		1				10
不明				1		1				2
合 計		11	1	15	1	7	0	0	0	35

第3章 公害の現況と対策 I 大気

(1) 環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	達成期間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること	溶液導電率法または紫外線蛍光法	維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光度法またはオゾンを用いる化学発光法	(1)1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする (2)1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	維持され又は早期達成に努めるものとする

備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してはいけない地域または場所については、適用しない。

(2) 悪臭防止法における規制基準

悪臭防止法第3条の規定に基づき、市は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、法第4条第2項の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成24年(2012年)4月1日から施行しました。

ア 規制地域

鎌倉市全域のうち、都市計画法(昭和43年(1968年)法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域に指定された区域(農業振興地域の整備に関する法第6条第1項の規定により農業振興地域に指定された区域を除く。)

- 1種地域(住居系地域)
規制地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 2種地域(商業系地域工業系地域及びその他の地域)
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及びその他の地域

イ 規制基準

(ア) 法第4条第2項第1号に規定する規制基準(敷地境界線上)

- 1種地域 臭気指数10
- 2種地域 臭気指数15

(イ) 法第4条第2項第2号に規定する規制基準(気体排出口)

(ア)に定める規制基準をもとに、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。排出口の実高さにより算出方法が異なる。

- 「15m以上の施設」は、規則第6条の2第1項第1号で算出(臭気排出強度)
- 「15m未満の施設」は、規則第6条の2第1項第2号で算出(臭気指数)

(ウ) 法第4条第2項第3号に規定する規制基準(排水水)

(ア)に定める規制基準をもとに、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数。

- 1種地域 臭気指数26
- 2種地域 臭気指数31

(3) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における悪臭に関する規制基準

神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づき、悪臭の防止に関する規制基準を定めています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 [別表第8]

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
- 2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- 3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

(4) 汚染物質測定状況

神奈川県では大気測定局として、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局をそれぞれ一局ずつ鎌倉市内に設置し、大気の汚染状況を常時監視しています。

一般環境大気測定局………住宅地での汚染物質の測定(市庁舎屋上に設置)

自動車排出ガス測定局………幹線道路沿道での汚染物質の測定(鎌倉市岡本に設置)

ア 汚染物質経年変化(年間統計値、1時間値の平均値を記載)

項 目		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
市 庁 舎 屋 上	二酸化硫黄(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	(日平均値の2%除外値)	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	二酸化窒素(ppm)	0.012	0.011	0.010	0.010	0.011
	(日平均値の98%値)	0.027	0.026	0.024	0.028	0.027
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.020	0.020	0.021	0.018	0.015
	(日平均値の2%除外値)	0.042	0.038	0.048	0.045	0.043
	微小粒子状物質PM2.5(μg/m ³)	11.1	9.5	8.2	8.6	7.9
	(日平均値の98%値)	25.8	22.0	20.7	22.9	20.2
光化学オキシダント(日)	0	0	0	0	0	

※ 光化学オキシダントは市庁舎屋上で1時間値が 0.12ppm以上となった日数です。

項 目		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
鎌 倉 市 岡 本	二酸化窒素(ppm)	0.015	0.015	0.016	0.014	0.014
	(日平均値の98%値)	0.030	0.029	0.034	0.033	0.031
	一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.4	0.5	0.4
	(日平均値の2%除外値)	0.7	0.6	0.8	0.9	0.7
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.020	0.018	0.017	0.018	0.015
	(日平均値の2%除外値)	0.045	0.038	0.039	0.044	0.041
	微小粒子状物質PM2.5(μg/m ³)	13.5	11.1	11.2	11.2	9.7
	(日平均値の98%値)	28.7	25.2	25.8	26.2	22.7

イ 令和元年度(2019年度)二酸化硫黄(SO₂)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定日数 (日)	測定時間数 (hour)	1時間値の 平均値(ppm)	1時間値の 最高値(ppm)	日平均値の 最高値(ppm)	日平均値が 0.04ppmを超 えた日数(日)	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間 (hour)	日平均値の 2%除外値 (ppm)
31年4月	30	715	0.001	0.005	0.002	0	0	0.002
元年5月	31	735	0.001	0.013	0.004	0	0	0.003
6月	29	710	0.001	0.008	0.002	0	0	0.002
7月	31	738	0.001	0.009	0.003	0	0	0.003
8月	30	735	0.001	0.010	0.002	0	0	0.002
9月	30	715	0.001	0.008	0.003	0	0	0.003
10月	31	739	0.001	0.007	0.003	0	0	0.002
11月	30	711	0.001	0.010	0.003	0	0	0.003
12月	31	739	0.001	0.010	0.002	0	0	0.002
2年1月	31	736	0.001	0.008	0.002	0	0	0.002
2月	29	687	0.001	0.003	0.001	0	0	0.001
3月	31	740	0.001	0.003	0.001	0	0	0.001
年間	364	8,700	0.001	0.013	0.004	0	0	0.003

ウ 令和元年度(2019年度)二酸化窒素(NO₂)測定結果

測定年月	有効測定 日数(日)	測定時間 数(hour)	1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm 以上となった 日数(日)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数(日)	日平均値 の98%値 (ppm)	
市庁舎 屋上	31年4月	30	713	0.009	0.034	0.016	0	0	0.014
	元年5月	30	721	0.008	0.024	0.015	0	0	0.014
	6月	30	708	0.008	0.032	0.015	0	0	0.013
	7月	31	735	0.009	0.039	0.023	0	0	0.018
	8月	30	729	0.006	0.024	0.012	0	0	0.011
	9月	30	714	0.009	0.034	0.016	0	0	0.015
	10月	31	739	0.010	0.032	0.020	0	0	0.019
	11月	30	711	0.013	0.054	0.025	0	0	0.019
	12月	31	739	0.016	0.054	0.030	0	0	0.030
	2年1月	31	735	0.016	0.054	0.035	0	0	0.028
	2月	29	686	0.014	0.066	0.032	0	0	0.030
	3月	31	740	0.010	0.039	0.021	0	0	0.018
	年間	364	8,670	0.011	0.066	0.035	0	0	0.027

測定年月	有効測定 日数(日)	測定時間 数(hour)	1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm 以上となった 日数(日)	日平均値が 0.06ppm 以上となった 日数(日)	日平均値 の98%値 (ppm)	
鎌倉市 岡本	31年4月	30	715	0.011	0.032	0.016	0	0	0.016
	元年5月	30	723	0.010	0.028	0.017	0	0	0.016
	6月	29	710	0.011	0.039	0.017	0	0	0.017
	7月	31	737	0.012	0.047	0.024	0	0	0.021
	8月	31	740	0.008	0.032	0.014	0	0	0.014
	9月	30	712	0.012	0.044	0.020	0	0	0.020
	10月	31	738	0.014	0.039	0.027	0	0	0.025
	11月	30	714	0.018	0.057	0.029	0	0	0.028
	12月	31	739	0.020	0.056	0.035	0	0	0.032
	2年1月	31	738	0.021	0.057	0.038	0	0	0.031
	2月	28	684	0.019	0.061	0.035	0	0	0.033
	3月	31	739	0.014	0.040	0.021	0	0	0.021
	年間	363	8,689	0.014	0.061	0.038	0	0	0.031

エ 令和元年度(2019年度)浮遊粒子状物質(SPM)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 (mg/m ³)	1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値の 最高値 (mg/m ³)	1時間値が 0.2mg/m ³ を 超えた時間 (hour)	日平均値が 0.1mg/m ³ を 超えた日数 (日)	日平均値の 2% 除外値 (mg/m ³)	
市庁舎屋上	31年4月	28	691	0.013	0.047	0.031	0	0	0.025
	元年5月	31	740	0.016	0.065	0.041	0	0	0.041
	6月	30	716	0.016	0.110	0.033	0	0	0.029
	7月	31	741	0.022	0.096	0.047	0	0	0.044
	8月	30	737	0.030	0.140	0.066	0	0	0.057
	9月	30	716	0.018	0.079	0.032	0	0	0.031
	10月	31	742	0.014	0.125	0.031	0	0	0.029
	11月	28	697	0.011	0.056	0.024	0	0	0.023
	12月	31	741	0.011	0.045	0.025	0	0	0.023
	2年1月	31	741	0.009	0.033	0.021	0	0	0.016
	2月	29	689	0.011	0.095	0.025	0	0	0.023
	3月	31	741	0.011	0.063	0.021	0	0	0.020
	年間	361	8,692	0.015	0.140	0.066	0	0	0.043

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 (mg/m ³)	1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値の 最高値 (mg/m ³)	1時間値が 0.2mg/m ³ を 超えた時間 (hour)	日平均値が 0.1mg/m ³ を 超えた日数 (日)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	
鎌倉市岡本	31年4月	28	688	0.014	0.072	0.031	0	0	0.024
	元年5月	29	714	0.018	0.068	0.042	0	0	0.041
	6月	30	716	0.016	0.106	0.032	0	0	0.032
	7月	30	736	0.021	0.088	0.052	0	0	0.041
	8月	31	742	0.023	0.092	0.052	0	0	0.044
	9月	30	713	0.016	0.063	0.026	0	0	0.025
	10月	31	742	0.013	0.121	0.026	0	0	0.024
	11月	30	719	0.013	0.156	0.026	0	0	0.022
	12月	31	740	0.013	0.045	0.027	0	0	0.020
	2年1月	31	742	0.012	0.051	0.021	0	0	0.018
	2月	28	689	0.012	0.061	0.024	0	0	0.022
	3月	31	742	0.011	0.041	0.017	0	0	0.017
	年間	360	8,683	0.015	0.156	0.052	0	0	0.041

オ 令和元年度(2019年度)微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	日平均値 の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
市庁舎屋上	31年4月	26	671	7.2	30	14.9	0	14.0
	元年5月	29	719	10.5	37	27.8	0	27.5
	6月	30	718	8.5	35	19.9	0	19.6
	7月	31	738	8.9	40	24.0	0	19.1
	8月	30	737	10.6	34	24.9	0	23.6
	9月	30	715	8.7	49	15.7	0	15.4
	10月	31	740	7.6	41	20.2	0	16.2
	11月	29	714	6.4	23	15.7	0	14.6
	12月	31	741	7.1	30	15.9	0	12.5
	2年1月	31	737	6.0	24	14.9	0	12.2
	2月	29	689	6.7	25	15.5	0	14.3
	3月	31	742	6.2	21	12.1	0	10.9
	年間	358	8,661	7.9	49	27.8	0	20.2

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	日平均値 の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
鎌倉市岡本	31年4月	28	687	9.4	55	23.3	0	17.3
	元年5月	31	741	11.7	87	32.1	0	30.1
	6月	30	717	9.3	63	22.0	0	21.8
	7月	31	742	9.9	66	22.7	0	19.5
	8月	31	741	10.7	69	24.9	0	23.5
	9月	30	714	9.3	69	18.8	0	16.7
	10月	31	741	8.0	63	18.7	0	17.9
	11月	28	682	8.3	63	19.0	0	18.2
	12月	30	734	10.7	41	24.8	0	20.3
	2年1月	31	741	9.5	37	21.2	0	18.6
	2月	27	678	9.9	42	22.5	0	22.2
	3月	31	740	9.3	28	17.5	0	14.4
	年間	359	8,658	9.7	87	32.1	0	22.7

カ 令和元年度(2019年度)一酸化炭素(CO)測定結果(鎌倉市岡本)

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が10ppmを超えた日数(日)	8時間値が20ppmを超えた回数(回)	日平均値の2%除外値(ppm)
元年5月	31	740	0.4	0.9	0.5	0	0	0.5
6月	30	716	0.3	0.9	0.4	0	0	0.4
7月	31	737	0.3	1.1	0.6	0	0	0.5
8月	31	740	0.3	0.9	0.5	0	0	0.5
9月	30	713	0.4	1.0	0.5	0	0	0.5
10月	31	739	0.4	1.3	0.8	0	0	0.7
11月	30	716	0.5	1.4	0.7	0	0	0.7
12月	31	738	0.5	2.1	0.7	0	0	0.7
2年1月	31	740	0.5	1.8	0.8	0	0	0.8
2月	28	685	0.5	1.8	0.8	0	0	0.7
3月	31	739	0.4	1.2	0.5	0	0	0.5
年間	365	8,719	0.4	2.1	0.8	0	0	0.7

キ 令和元年度(2019年度)光化学オキシダント(OX)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1時間値が0.06ppmを超えた日数・時間		1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	日平均値の最高値(ppm)
					(日)	(hour)		
31年4月	30	716	0.045	0.095	12	64	0	0.061
元年5月	31	737	0.046	0.106	17	99	0	0.067
6月	30	715	0.033	0.091	5	22	0	0.055
7月	31	739	0.022	0.071	4	8	0	0.044
8月	30	735	0.022	0.100	6	27	0	0.053
9月	30	716	0.027	0.085	9	34	0	0.042
10月	31	736	0.028	0.113	3	16	0	0.043
11月	30	711	0.026	0.051	0	0	0	0.042
12月	31	740	0.022	0.046	0	0	0	0.035
2年1月	31	740	0.023	0.045	0	0	0	0.034
2月	29	688	0.029	0.052	0	0	0	0.040
3月	30	736	0.035	0.065	2	10	0	0.050
年間	364	8,709	0.030	0.113	58	280	0	0.067

ク 令和元年度(2019年度)昼間(5時~20時)の光化学オキシダント(OX)測定結果(市庁舎屋上)

。	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1時間値が0.06ppmを超えた日数・時間		1時間値が0.12ppm以上の日数・時間	
					(日)	(hour)	(日)	(hour)
31年4月	30	446	0.047	0.095	13	80	0	0
元年5月	31	459	0.052	0.106	18	118	0	0
6月	30	446	0.036	0.091	5	23	0	0
7月	31	460	0.026	0.071	4	8	0	0
8月	31	456	0.025	0.100	6	30	0	0
9月	30	446	0.032	0.085	9	34	0	0
10月	31	457	0.031	0.113	3	16	0	0
11月	30	439	0.028	0.051	0	0	0	0
12月	31	461	0.023	0.046	0	0	0	0
2年1月	31	460	0.024	0.045	0	0	0	0
2月	29	427	0.031	0.052	0	0	0	0
3月	31	457	0.037	0.065	2	10	0	0
年間	366	5,414	0.033	0.113	60	319	0	0

(5) 光化学スモッグの発生状況

注意報発令件数及び被害者数の推移

項目		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
発令日数	県全体	10	6	8	8	6
	湘南地域	3	3	4	1	1
	本市	0	0	0	0	0
被害者数	県全体	0	0	0	13	0
	湘南地域	0	0	0	0	0
	本市	0	0	0	0	0

(備考)注意報は、光化学オキシダントの濃度が0.12ppm以上である大気汚染の状態になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるときに発令されます。鎌倉市は湘南地域※に所属しており、湘南地域に所属するいずれかの市町にて上記の状態である時に「湘南地域に光化学スモッグ注意報発令」となります。

表中の「本市の発令日数」の欄には、鎌倉市本庁舎屋上にて測定している光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となった日数を記載しています。

※湘南地域：鎌倉市、平塚市、藤沢市、逗子市、茅ヶ崎市、葉山町、二宮町、寒川町、大磯町

(6) 自動車排出ガス等環境調査

本市では、自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の調査を、市内主要道路の7地点で年2回実施していました。神奈川県が大気汚染防止法に基づく常時監視を鎌倉市岡本で行っていることから、平成30年度（2018年度）をもって本調査を終了しました。

ア 年度月別調査結果（過去5年間）

(i) 二酸化窒素（NO₂）測定結果（24時間平均値 単位：ppm）

地 点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	0.012	0.011	0.012	0.007	0.013
鎌倉消防団第25分団器具置場前 (長谷)	0.010	0.010	0.014	0.007	0.012
腰越行政センター前	0.011	0.010	0.014	0.007	0.014
手広交差点	0.017	0.015	0.020	0.012	—
深沢出張所前	—	—	—	—	0.014
大船警察署前	0.011	0.010	0.011	0.007	0.014
植木小学校前	0.010	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	0.011	0.017	0.008	0.015
関谷小学校前	0.016	0.012	0.017	0.010	0.015
平均値	0.012	0.011	0.015	0.008	0.014

(ii) 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果（24時間平均値 単位：mg/m³）

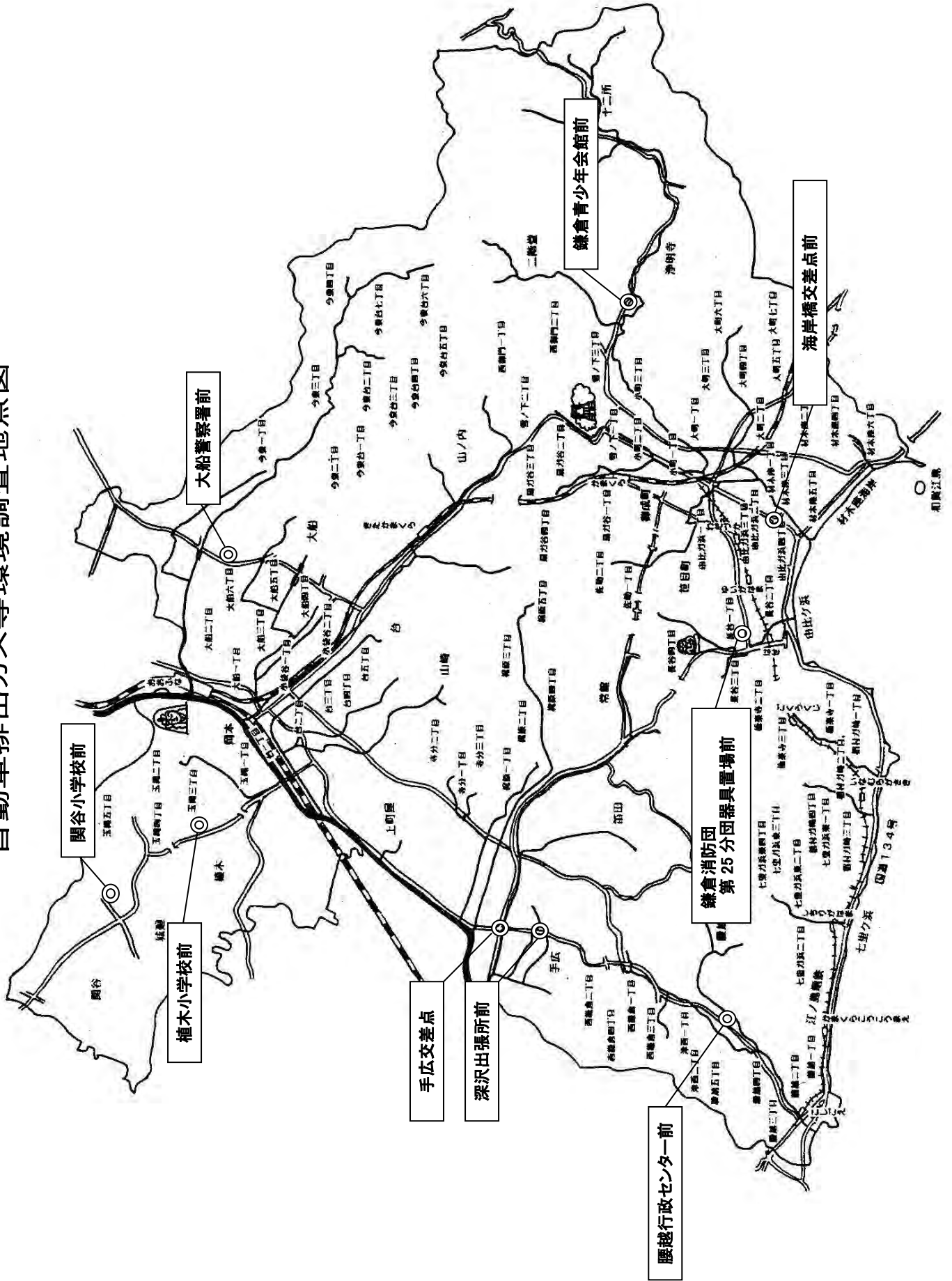
地 点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	0.014	0.018	0.022	0.015	0.030
鎌倉消防団第25分団器具置場前 (長谷)	0.014	0.020	0.020	0.017	0.027
腰越行政センター前	0.012	0.019	0.024	0.017	0.030
手広交差点	0.013	0.019	0.025	0.015	—
深沢出張所前	—	—	—	—	0.025
大船警察署前	0.012	0.019	0.024	0.017	0.027
植木小学校前	0.012	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	0.021	0.025	0.019	0.030
関谷小学校前	0.017	0.017	0.025	0.015	0.029
平均値	0.013	0.019	0.024	0.016	0.028

(iii) 交通量測定結果（単位：台/12時間）

地 点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	8,306	8,225	8,321	8,563	7,935
鎌倉消防団第25分団器具置場前 (長谷)	6,827	6,520	6,357	6,967	6,315
腰越行政センター前	9,637	9,651	9,786	9,676	9,075
手広交差点	22,943	24,378	22,790	22,998	—
深沢出張所前	—	—	—	—	9,423
大船警察署前	9,041	9,001	8,938	9,105	11,016
植木小学校前	6,330	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	12,535	12,615	13,640	13,131
関谷小学校前	11,457	10,981	11,184	11,106	11,859
平均値	10,649	11,613	11,427	11,722	9,822

※交通量は12時間（8時～20時）連続計測したものです。ただし二輪車は観測の対象外としました。

自動車排出ガス等環境調査地点図



(7) 二酸化窒素濃度調査

大気汚染の原因の代表物質である二酸化窒素による市内大気汚染状況を把握するため、P T I O法（*）による大気中の二酸化窒素濃度を調査していました。

年平均値が例年低く推移しており、神奈川県が大気汚染防止法に基づく常時監視を行っていることから、本調査は平成30年度(2018年度)をもって終了しました。

* P T I O法による大気中二酸化窒素濃度調査

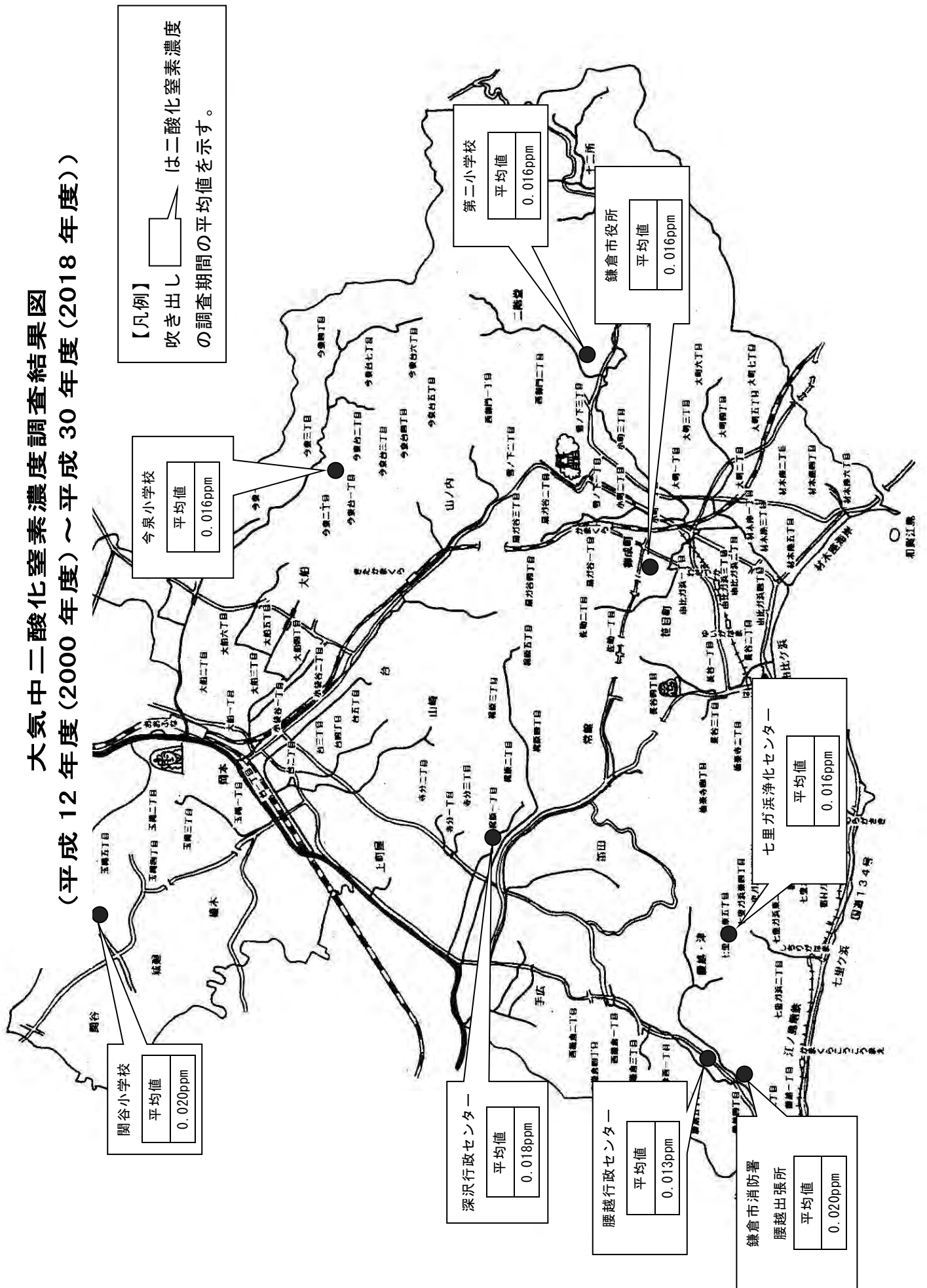
調査地点の施設の屋上にシェルターを設置し、捕集用ろ紙を内装したサンプラーをそのシェルター内に取り付け、1ヵ月暴露した後サンプラーを回収し、分析を行います。

二酸化窒素濃度年平均値の経年変化（単位：v/vppm）

調査年度	鎌倉市役所	第二小学校	七里ガ浜浄化センター	鎌倉消防署腰越出張所	腰越行政センター	深沢行政センター	今泉小学校	関谷小学校
12年度	0.024	0.021	0.021	0.024	—	0.024	0.021	0.027
13年度	0.023	0.022	0.020	0.024	—	0.024	0.021	0.027
14年度	0.024	0.022	0.020	0.024	—	0.024	0.022	0.027
15年度	0.022	0.022	0.022	0.025	—	0.024	0.024	0.027
16年度	0.020	0.018	0.020	0.022	—	0.021	0.019	0.023
17年度	0.019	0.020	0.022	0.023	—	0.023	0.020	0.025
18年度	0.019	0.018	0.019	0.022	—	0.020	0.020	0.023
19年度	0.021	0.016	0.017	0.017	—	0.019	0.019	0.024
20年度	0.015	0.017	0.016	0.019	—	0.016	0.017	0.021
21年度	0.016	0.018	0.017	0.018	—	0.019	0.017	0.022
22年度	0.015	0.016	0.016	0.017	—	0.018	0.015	0.018
23年度	0.015	0.014	0.015	0.015	—	0.017	0.015	0.018
24年度	0.013	0.013	0.014	0.015	—	0.018	0.014	0.017
25年度	0.011	0.014	0.012	0.013	—	0.013	0.012	0.014
26年度	0.012	0.011	0.010	—	0.014	0.013	0.012	0.015
27年度	0.012	0.011	0.012	—	0.013	0.013	0.012	0.015
28年度	0.010	0.0096	0.010	—	0.012	0.012	0.010	0.013
29年度	0.011	0.010	0.011	—	0.013	0.012	0.011	0.014
30年度	0.011	0.011	0.011	—	0.012	0.013	0.011	0.013
平均	0.016	0.016	0.016	0.020	0.013	0.018	0.016	0.020

鎌倉消防署腰越出張所の建て替え工事に伴い、平成26年度(2014年度)から調査地点を腰越行政センターに変更しました。

大気中二酸化窒素濃度調査結果図 (平成12年度(2000年度)～平成30年度(2018年度))



(8) 酸性雨調査

鎌倉市では、市庁舎中庭（1階）にて水素イオン濃度計（pH計）を用いた簡易測定による酸性雨調査を行っています。令和元年度（2019年度）は延べ20回の測定を実施し、平均値は5.5で平成30年度（2018年度）と同じ数値となりました。最も酸性の強い値は4.3で、平成30年度（2018年度）と同様に弱酸性の雨が観測されました。

また、年間を通して全体の約75.0%が酸性雨（水素イオン濃度（pH）5.6以下の雨）であり、弱酸性ではあるものの、やや酸性度の高い雨が今年度も何回か観測されており、酸性雨という地球環境問題が未だ解決されていないと考えられます。

ア 測定値

平均値	水素イオン濃度（pH）	5.5
最も酸性の強かった測定値	水素イオン濃度（pH）	4.3
最も酸性の弱かった測定値	水素イオン濃度（pH）	7.1

イ 経年水素イオン濃度（pH）測定結果

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
市庁舎中庭	5.4	5.1	5.2	5.5	5.5

ウ 神奈川県による水素イオン濃度（pH）測定結果（かながわ環境白書より）

神奈川県では、環境省の「湿性沈着モニタリング手引書」に基づき、令和元年度（2019年度）は県内2市の協力を得て雨水を採取し、水素イオン濃度（pH）などを測定し、酸性雨の実態調査を行っています。

地点	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
川崎市川崎区	5.3	5.4	5.1	5.4	5.5
平塚市	5.1	5.1	5.1	5.3	5.2

※ 神奈川県の実態調査に係る水素イオン濃度（pH）の年間平均値は、雨水を1週間採取した際の期間降水量で重み付けをしています。

鎌倉市で行っている簡易測定データとは測定方法が異なるため単純に比較は出来ません。

第3章 公害の現況と対策 II 水質

(1) 環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- (i) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (ii) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準<河川> (湖沼を除く)

(7)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

- (i) 水素イオン濃度 (pH) …溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。
 生物化学的酸素要求量 (BOD) …水の汚れを示す指標。高いほど汚れが大きい。
 浮遊物質 (SS) …水中で浮遊している固形物質。高いほど汚れが大きい。
 溶存酸素量 (DO) …水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが大きいと値が小さくなる。
- (ii) 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。
- (iii) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

用語の説明

- (i) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
- (ii) 水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- (iii) 水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用
 水産3級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- (iv) 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級…特殊の浄水操作を行うもの
- (v) 環境保全…国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(イ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

平成15年(2003年)11月5日付け環境省告示第123号により追加

備考

- (i) 基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。

(ウ)

環境基準	
滑川・神戸川 (B類型)	3mg/L以下 (生物化学的酸素要求量(BOD) 75%水質値)
境川水域 (D類型)	8mg/L以下 (生物化学的酸素要求量(BOD) 75%水質値)

平成30年(2018年)6月29日付け神奈川県告示第328号により滑川はB類型 (直ちに達成)、神戸川はB類型 (5年以内で可及的速やかに達成)、境川水域 (柏尾川合流点より上流の区域に限り、柏尾川は除く。直ちに達成) はD類型となった。

(I)

水域	類型	達成期間
滑川（全域）	生物B	イ：直ちに達成
神戸川（全域）	生物B	イ：直ちに達成
平成30年(2018年)6月29日付け神奈川県告示第329号による。		

ウ 生活環境の保全に関する環境基準<海域>

(7)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出され ないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げる もの	7.8以上8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

用語の説明

- (i) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
(ii) 水産1級…マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級…ボラ、ノリ等の水産生物用
(iii) 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(1)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げる もの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げる もの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

※基準値は年間平均値とする。

※水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

用語の説明

- (i) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
- (ii) 水産1種…底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種…一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種…汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
- (iii) 生物生息環境保全…年間を通して底生生物が生息できる限度。

(ウ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

平成15年(2003年)11月5日付け環境省告示第123号により追加

備考

- (i) 基準値は、日間平均値とする。

(I)

環境基準	
由比ヶ浜沖・七里ヶ浜沖（全層）（A 類型）	2mg/L以下（化学的酸素要求量(COD) 75%水質値）

(2) 河川水質調査

河川の水質の状況を把握するため、市内の主要な河川について、令和元年度(2019年度)に4回の水質調査を実施しました。なお、水質の改善がみられ、距離が短い町屋川及び玉縄雨水幹線の調査を平成30年度(2018年度)をもって終了しました。

そのほか、随時河川パトロールを実施し、河川水質の監視を行っています。

ア 各物質経年変化

(7) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 75%水質値経年変化 (単位: mg/L)

河川名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	環境基準値
滑川	0.7	1.0	1.1	1.0	1.2	3以下
神戸川	1.0	1.1	0.9	1.0	1.1	3以下
大塚川	1.4	1.9	1.0	1.3	1.4	8以下
新川	1.3	1.2	1.1	1.5	1.1	8以下
梶原川	0.7	1.2	0.7	0.9	1.0	8以下
山崎川	2.0	3.3	2.4	2.0	2.8	8以下
小袋谷川	1.6	1.4	1.9	1.6	2.2	8以下
砂押川	5.1	2.8	2.2	2.5	4.1	8以下
町屋川	0.5	0.9	0.6	0.9	—	8以下
玉縄雨水幹線	1.2	1.4	0.9	1.0	—	8以下

(イ) 浮遊物質 (SS) 年平均値経年変化 (単位: mg/L)

河川名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	環境基準値
滑川	3	2	2	3	2	25以下
神戸川	4	2	1	3	2	25以下
大塚川	4	3	3	3	2	100以下
新川	8	3	7	13	4	100以下
梶原川	6	4	4	4	2	100以下
山崎川	3	7	12	5	4	100以下
小袋谷川	2	2	5	4	4	100以下
砂押川	10	7	9	5	3	100以下
町屋川	2	4	3	6	—	100以下
玉縄雨水幹線	1	2	4	1	—	100以下

(ウ) 溶存酸素量 (DO) 年平均値経年変化 (単位: mg/L)

河川名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	環境基準値
滑川	9.0	9.2	9.3	9.1	9.1	5以上
神戸川	9.2	10.5	10.5	10.3	9.4	5以上
大塚川	7.5	7.6	7.8	7.6	9.1	2以上
新川	11.3	11.1	11.0	11.7	11.7	2以上
梶原川	9.1	9.3	8.9	9.2	9.5	2以上
山崎川	7.5	7.9	7.9	7.7	8.5	2以上
小袋谷川	8.7	9.3	8.9	9.0	9.9	2以上
砂押川	9.2	9.9	9.5	9.2	11.2	2以上
町屋川	12.7	10.0	10.0	10.2	—	2以上
玉縄雨水幹線	8.2	8.6	8.5	9.1	—	2以上

(エ) 全窒素年平均値経年変化 (単位 : mg/L)

河川名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	環境基準値
滑川	1.3	1.5	1.4	1.3	1.2	—
神戸川	1.4	1.5	1.5	1.3	1.2	—
大塚川	1.9	2.4	2.1	2.1	1.9	—
新川	1.0	1.2	1.2	1.4	1.1	—
梶原川	0.94	0.95	1.1	1.1	1.0	—
山崎川	8.4	9.2	7.4	7.1	7.4	—
小袋谷川	1.3	1.3	1.7	1.3	1.4	—
砂押川	1.4	1.2	1.4	1.7	1.4	—
町屋川	0.96	1.2	1.3	1.3	—	—
玉縄雨水幹線	1.3	1.3	1.5	1.7	—	—

(オ) 陰イオン界面活性剤年平均値経年変化 (単位 : mg/L)

河川名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	環境基準値
滑川	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
神戸川	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
大塚川	0.05	0.07	0.03	0.04	0.04	—
新川	0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
梶原川	<0.03	<0.03	<0.03	0.03	0.03	—
山崎川	<0.03	0.03	<0.03	0.03	0.03	—
小袋谷川	<0.03	0.04	0.03	0.04	0.06	—
砂押川	0.05	0.05	0.04	0.04	0.06	—
町屋川	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—	—
玉縄雨水幹線	0.04	0.04	0.04	0.03	—	—

(カ) 全燐年平均値経年変化 (単位 : mg/L)

河川名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	環境基準値
滑川	0.26	0.25	0.29	0.30	0.26	—
神戸川	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	—
大塚川	0.24	0.29	0.21	0.19	0.19	—
新川	0.14	0.14	0.15	0.18	0.14	—
梶原川	0.16	0.19	0.17	0.18	0.15	—
山崎川	2.4	2.7	2.4	2.6	2.6	—
小袋谷川	0.25	0.24	0.24	0.23	0.33	—
砂押川	0.18	0.17	0.16	0.14	0.17	—
町屋川	0.13	0.15	0.14	0.34	—	—
玉縄雨水幹線	0.36	0.33	0.37	0.42	—	—

調査の経緯

- ・水質の改善がみられた豆腐川、稲瀬川、極楽寺川、音無川、行合川は平成12年度(2000年度)をもって調査終了
- ・県管理で、県による水質測定を実施している滑川、神戸川は、平成15年度(2003年度)をもって調査終了

令和元年度(2019年度) 河川水質調査結果表

大塚川

(調査地点：村山橋)

環境基準：境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H31.4.17	R1.7.24	R1.10.16	R2.1.22	-		
採水時間	9:40	11:15	13:45	14:24	-		
気温(°C)	20.3	31.1	18.8	12.2	20.6		観測項目
水温(°C)	15.4	22.5	18.6	10.3	16.7		
外観	-	-	-	-	-		
透視度(cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素(mg/L)	1.5	1.3	1.5	1.5	1.5	○	
亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.1	0.06	<0.05	0.08	<0.1		
水素イオン濃度(pH)	7.9	8.0	8.0	8.3	8.1	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.8	1.1	1.4	1.4	1.4(1.4)	○	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3.7	3.5	3.4	3.3	3.5		
浮遊物質(S S)(mg/L)	1	2	2	2	2	○	
溶存酸素量(DO)(mg/L)	8.8	7.8	8.4	11.3	9.1	○	
大腸菌群数(MPN/100mL)	28000	7900	4900	4600	11000		
全窒素(mg/L)	1.8	1.7	2.0	2.2	1.9		
全リン(mg/L)	0.20	0.21	0.17	0.18	0.19		
n-ヘキササン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
アンモニア性窒素(mg/L)	0.3	0.22	0.15	0.27	0.2		
陰イオン界面活性剤(mg/L)	0.05	0.04	<0.03	0.05	0.04		その他の項目
磷酸態リン(mg/L)	0.19	0.16	0.15	0.12	0.16		
塩化物イオン(mg/L)	24	28	24	20	24		
電気伝導率(mS/m)	47	52	45	67	53		

注()数字は75%水質値を表示

- ・第1回調査と第2回調査以降では、一部の項目について定量下限値の設定が異なっている。
- ・平均値を算出する場合、定量下限値未満は定量下限値として算出した。

令和元年度(2019年度) 河川水質調査結果表

新川

(調査地点：梶原橋)

環境基準：境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H31.4.17	R1.7.24	R1.10.16	R2.1.22	-		
採水時間	10:56	11:00	13:22	14:09	-		
気温(°C)	20.7	29.4	17.8	10.7	19.7		観測項目
水温(°C)	16.0	25.3	17.9	9.4	17.2		
外観	-	-	-	-	-		
透視度(cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素(mg/L)	0.6	0.71	0.93	0.96	0.8	○	
亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1		
水素イオン濃度(pH)	8.4	8.2	8.0	8.2	8.2	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	<0.5	0.8	1.1	1.2	0.9(1.1)	○	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3.9	3.3	3.9	3.2	3.6		
浮遊物質(SS)(mg/L)	3	5	4	4	4	○	
溶存酸素量(DO)(mg/L)	14.6	10.2	9.6	12.4	11.7	○	
大腸菌群数(MPN/100mL)	3500	1700	3300	1100	2400		
全窒素(mg/L)	0.75	0.94	1.3	1.5	1.1		
全リン(mg/L)	0.11	0.16	0.14	0.15	0.14		
n-ヘキササン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
アンモニア性窒素(mg/L)	<0.1	0.05	0.11	0.12	0.1		
陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.02	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03		その他の項目
磷酸態リン(mg/L)	0.090	0.13	0.13	0.13	0.12		
塩化物イオン(mg/L)	27	21	22	19	22		
電気伝導率(mS/m)	42	41	38	57	45		

注()数字は75%水質値を表示

- ・第1回調査と第2回調査以降では、一部の項目について定量下限値の設定が異なっている。
- ・平均値を算出する場合、定量下限値未満は定量下限値として算出した。

令和元年度(2019年度) 河川水質調査結果表

梶原川

(調査地点：中外製薬脇)

環境基準：境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H31.4.17	R1.7.24	R1.10.16	R2.1.22	-		
採水時間	10:37	10:40	11:13	13:53	-		
気温(°C)	20.7	30.8	17.3	11.0	20.0		観測項目
水温(°C)	16.8	25.8	18.5	10.3	17.9		
外観	-	-	-	-	-		
透視度(cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素(mg/L)	0.6	0.67	0.91	0.78	0.7	○	
亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1		
水素イオン濃度(pH)	7.9	7.7	7.7	7.8	7.8	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.3	1.0	0.9	1.0	1.1(1.0)	○	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	4.1	3.4	3.6	3.5	3.7		
浮遊物質(SS)(mg/L)	2	2	2	2	2	○	
溶存酸素量(DO)(mg/L)	10.9	8.2	8.0	10.7	9.5	○	
大腸菌群数(MPN/100mL)	11000	7900	4900	220	6000		
全窒素(mg/L)	0.63	1.1	1.2	1.2	1.0		
全リン(mg/L)	0.13	0.17	0.14	0.16	0.15		
n-ヘキササン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
アンモニア性窒素(mg/L)	<0.1	0.09	0.14	0.16	0.1		
陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.02	<0.03	<0.03	0.04	0.03		その他の項目
磷酸態リン(mg/L)	0.12	0.11	0.093	0.11	0.11		
塩化物イオン(mg/L)	22	22	23	22	22		
電気伝導率(mS/m)	49	50	43	75	54		

注()数字は75%水質値を表示

- ・第1回調査と第2回調査以降では、一部の項目について定量下限値の設定が異なっている。
- ・平均値を算出する場合、定量下限値未満は定量下限値として算出した。

令和元年度(2019年度) 河川水質調査結果表

山崎川

(調査地点：菱電湘南エレクトロニクス(株)裏)

環境基準：境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H31.4.17	R1.7.24	R1.10.16	R2.1.22	-		
採水時間	10:00	10:20	10:40	9:21	-		
気温(°C)	18.9	29.5	16.7	5.5	17.7		観測項目
水温(°C)	22.0	28.1	24.8	18.4	23.3		
外観	-	-	-	-	-		
透視度(cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素(mg/L)	5.6	6.1	6.0	7.9	6.4	○	
亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.1	<0.05	<0.05	0.06	<0.1		
水素イオン濃度(pH)	7.3	7.4	7.3	7.3	7.3	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.7	2.8	2.0	2.9	2.4(2.8)	○	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	9.0	8.4	6.7	9.3	8.4		
浮遊物質(SS)(mg/L)	1	6	2	5	4	○	
溶存酸素量(DO)(mg/L)	8.6	8.1	8.1	9.2	8.5	○	
大腸菌群数(MPN/100mL)	3300	23	170	33	880		
全窒素(mg/L)	6.1	7.1	7.3	9.1	7.4		
全リン(mg/L)	2.8	2.7	2.5	2.5	2.6		
n-ヘキササン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
アンモニア性窒素(mg/L)	<0.1	0.15	0.12	0.14	0.1		
陰イオン界面活性剤(mg/L)	0.02	0.03	<0.03	0.04	0.03		その他の項目
磷酸態リン(mg/L)	2.6	2.4	2.5	2.5	2.5		
塩化物イオン(mg/L)	43	44	43	44	44		
電気伝導率(mS/m)	41	40	37	59	44		

注()数字は75%水質値を表示

- ・第1回調査と第2回調査以降では、一部の項目について定量下限値の設定が異なっている。
- ・平均値を算出する場合、定量下限値未満は定量下限値として算出した。

令和元年度(2019年度) 河川水質調査結果表

小袋谷川

(調査地点：大船橋)

環境基準：境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H31.4.17	R1.7.24	R1.10.16	R2.1.22	-		
採水時間	13:55	9:50	9:53	13:26	-		
気温(°C)	19.8	30.0	16.4	10.2	19.1		観測項目
水温(°C)	16.0	26.2	17.4	9.5	17.3		
外観	-	-		-	-		
透視度(cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-		-	-		
硝酸性窒素(mg/L)	0.7	0.82	1.4	0.95	1.0	○	
亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1		
水素イオン濃度(pH)	8.4	8.2	8.0	8.1	8.2	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.9	2.4	1.3	2.2	2.0(2.2)	○	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3.8	3.1	4.0	3.5	3.6		
浮遊物質(SS)(mg/L)	1	3	10	2	4	○	
溶存酸素量(DO)(mg/L)	10.2	9.2	8.9	11.1	9.9	○	
大腸菌群数(MPN/100mL)	13000	13000	24000	2300	36000		
全窒素(mg/L)	1.0	1.2	1.8	1.6	1.4		
全リン(mg/L)	0.39	0.26	0.29	0.37	0.33		
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
アンモニア性窒素(mg/L)	0.1	0.16	0.12	0.28	0.2		
陰イオン界面活性剤(mg/L)	0.05	0.04	0.04	0.09	0.06		その他の項目
磷酸態リン(mg/L)	0.36	0.22	0.25	0.35	0.30		
塩化物イオン(mg/L)	17	15	17	18	17		
電気伝導率(mS/m)	35	34	32	50	38		

注()数字は75%水質値を表示

- ・第1回調査と第2回調査以降では、一部の項目について定量下限値の設定が異なっている。
- ・平均値を算出する場合、定量下限値未満は定量下限値として算出した。

令和元年度(2019年度) 河川水質調査結果表

砂押川

(調査地点：日通(株)大船営業所脇)

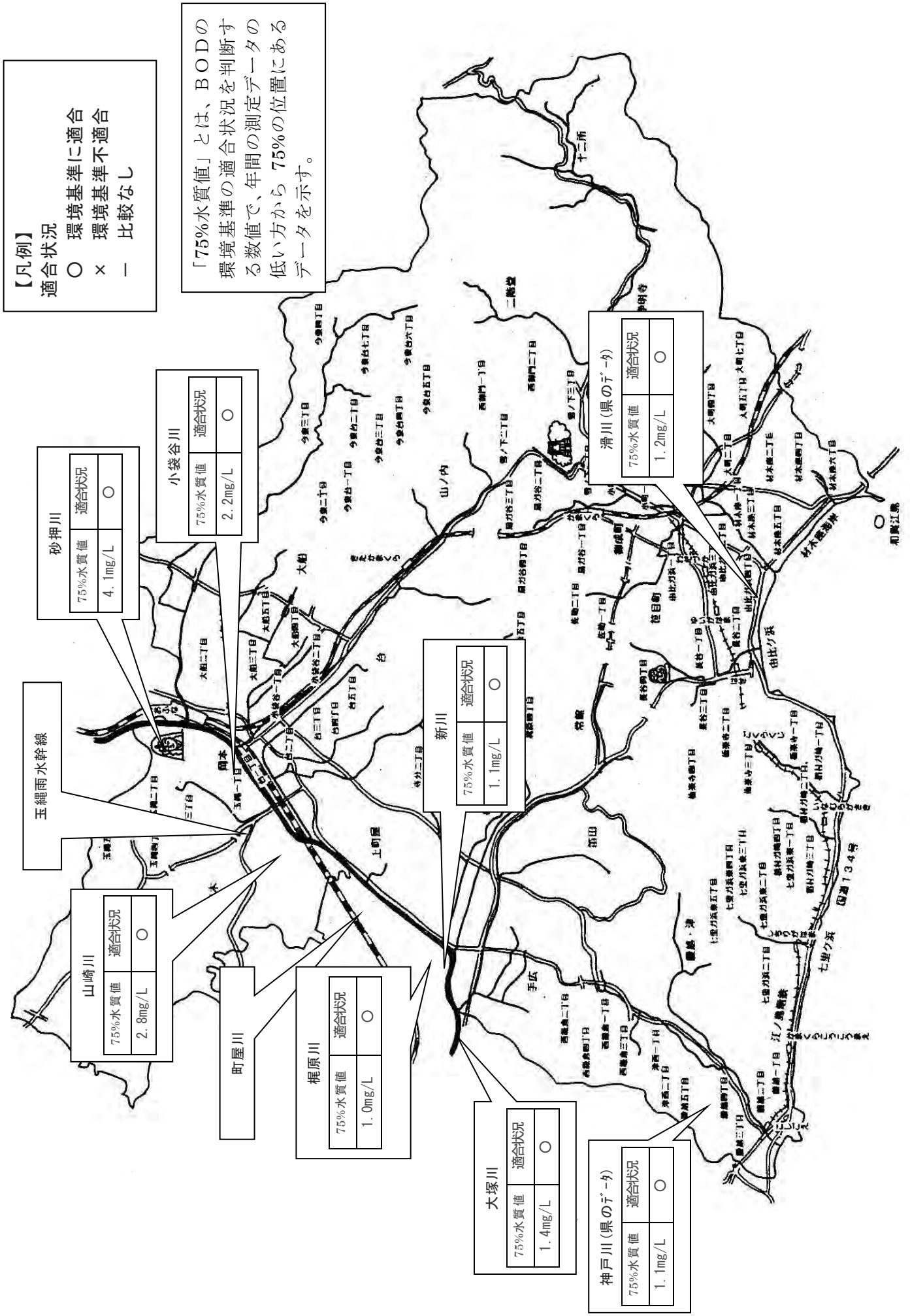
環境基準：境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H31.4.17	R1.7.24	R1.10.16	R2.1.22	-		
採水時間	13:30	9:25	9:35	10:03	-		
気温(°C)	19.1	29.8	17.0	7.2	18.3		観測項目
水温(°C)	16.7	24.5	17.4	7.6	16.6		
外観	-	-		-	-		
透視度(cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-		-	-		
硝酸性窒素(mg/L)	0.3	0.46	1.2	0.82	0.7	○	
亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.1	<0.05	0.06	0.05	<0.1		
水素イオン濃度(pH)	9.0	8.5	8.2	8.3	8.5	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	5.5	4.1	1.7	2.8	3.5(4.1)	○	
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	6.5	4.5	3.8	3.8	4.7		
浮遊物質(SS)(mg/L)	2	4	2	2	3	○	
溶存酸素量(DO)(mg/L)	13.1	10.1	9.7	11.9	11.2	○	
大腸菌群数(MPN/100mL)	220000	49000	49000	28000	87000		
全窒素(mg/L)	1.3	1.0	1.6	1.6	1.4		
全リン(mg/L)	0.20	0.19	0.12	0.17	0.17		
n-ヘキササン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
アンモニア性窒素(mg/L)	0.2	0.17	0.06	0.39	0.2		
陰イオン界面活性剤(mg/L)	0.11	0.05	<0.03	0.06	0.06		その他の項目
磷酸態リン(mg/L)	0.093	0.13	0.090	0.12	0.11		
塩化物イオン(mg/L)	17	16	15	16	16		
電気伝導率(mS/m)	50	54	47	86	59		

注()数字は75%水質値を表示

- ・第1回調査と第2回調査以降では、一部の項目について定量下限値の設定が異なっている。
- ・平均値を算出する場合、定量下限値未満は定量下限値として算出した。

令和元年度(2019年度)河川水質調査地点図(BOD)



(3) 神奈川県による水質測定結果 (年間平均値)

ア 河川 (滑川・神戸川)

項 目	河 川 名		項 目	河 川 名	
	滑川 (滑川橋)	神戸川 (神戸橋)		滑川 (滑川橋)	神戸川 (神戸橋)
気温(°C)	18.0	18.3	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	<0.0004	<0.0004
水温(°C)	18.2	17.8	チウラム(mg/L)	<0.0006	<0.0006
透視度(cm)	94.3	97.1	シマジン(mg/L)	<0.0003	<0.0003
流量(m ³ /s)	0.23	0.05	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	<0.002
水素イオン濃度(pH)	8.2	8.3	ベンゼン(mg/L)	<0.0002	<0.0002
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.0	0.9	セレン(mg/L)	<0.002	<0.002
生物化学的酸素要求量(BOD)(75%値)(mg/L)	1.2	1.1	フェノール類(mg/L)	<0.005	<0.005
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3.6	3.4	銅(mg/L)	<0.01	<0.01
化学的酸素要求量(COD)(75%値)(mg/L)	3.8	3.7	全亜鉛(mg/L)	0.003	0.003
浮遊物質(SS)(mg/L)	2	2	ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	<0.00006
溶存酸素量(DO)(mg/L)	9.1	9.4	※LAS(mg/L)	0.0033	0.008
大腸菌群数(MPN/100ml)	1.3E+04	7.0E+03	溶解性鉄(mg/L)	<0.02	<0.02
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	溶解性マンガン(mg/L)	<0.01	<0.01
カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	有機燐化合物(EPN)(mg/L)	<0.0006	<0.0006
全シアン(mg/L)	<0.1	<0.1	総クロム(mg/L)	<0.02	<0.02
鉛(mg/L)	<0.005	<0.005	ふっ素(mg/L)	---	0.12
六価クロム(mg/L)	<0.02	<0.02	ほう素(mg/L)	---	0.07
砒素(mg/L)	<0.005	<0.005	1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	<0.005
総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	ニッケル(mg/L)	<0.008	<0.008
アルキル水銀(mg/L)	---	---	全燐(mg/L)	0.26	0.13
ポリ塩化ビフェニル(PCB)(mg/L)	<0.0005	<0.0005	燐酸態燐(mg/L)	0.25	0.12
ジクロロメタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	全窒素(mg/L)	1.2	1.2
四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	アンモニア性窒素(mg/L)	0.06	0.05
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.05	0.05
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	硝酸性窒素(mg/L)	0.87	1.0
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	0.90	1.0
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	塩化物イオン(mg/L)	9800	320
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.03	<0.03
トリクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	電気伝導率(mS/m)	1,000	310
テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002			

※LAS 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 海域（由比ヶ浜沖・七里ヶ浜沖）

(7) 全層

項目	海 域 名		項目	海 域 名	
	由比ヶ浜沖	七里ヶ浜沖		由比ヶ浜沖	七里ヶ浜沖
	(全層)	(全層)		(全層)	(全層)
気温(°C)	19.0	21.7	チウラム(mg/L)	<0.0006	---
水温(°C)	19.5	19.9	シマジン(mg/L)	<0.0003	---
透明度(m)	9.2	6.7	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	---
水素イオン濃度(pH)	8.2	8.2	ベンゼン(mg/L)	<0.0002	---
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	1.4	1.4	セレン(mg/L)	<0.002	---
化学的酸素要求量(COD)(75%値)(mg/L)	1.7	1.7	ふっ素(mg/L)	---	---
溶存酸素量(DO)(mg/L)	8.1	8.4	ほう素(mg/L)	---	---
大腸菌群数(MPN/100ml)	<2.0E+00	---	1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	---
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	---	フェノール類(mg/L)	<0.005	---
カドミウム(mg/L)	<0.0003	---	銅(mg/L)	<0.01	---
全シアン(mg/L)	<0.1	---	全亜鉛(mg/L)	0.001	---
鉛(mg/L)	<0.005	---	ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	---
六価クロム(mg/L)	<0.02	---	※LAS(mg/L)	0.0007	---
砒素(mg/L)	<0.005	---	溶解性鉄(mg/L)	<0.02	---
総水銀(mg/L)	<0.0005	---	溶解性マンガン(mg/L)	<0.01	---
アルキル水銀(mg/L)	---	---	有機燐化合物(EPN)(mg/L)	<0.0006	---
ポリ塩化ビフェニル(PCB)(mg/L)	<0.0005	---	ニッケル(mg/L)	<0.008	---
ジクロロメタン(mg/L)	<0.0002	---	全燐(mg/L)	0.017	0.016
四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	---	磷酸態燐(mg/L)	0.008	---
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	<0.0002	---	全窒素(mg/L)	0.14	0.15
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	---	アンモニア性窒素(mg/L)	<0.04	---
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	---	亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.05	---
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	---	硝酸性窒素(mg/L)	0.06	---
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	---	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	0.11	---
トリクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	---	塩分	33.82	33.51
テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	---	陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.03	---
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	<0.0004	---	クロロフィルα(μg/L)	2.20	---

※LAS 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(イ) 上層

項 目	海 域 名	
	由比ヶ浜沖	七里ヶ浜沖
	(上層)	(上層)
水温 (°C)	19.9	20.3
水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.2
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	1.5	1.5
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	8.3	8.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	<2.0E+00	---
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	---
全窒素 (mg/L)	0.14	0.14
全磷 (mg/L)	0.017	0.015
全亜鉛 (mg/L)	0.001	---
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	---
LAS (mg/L)	0.0007	---
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.05	---
硝酸性窒素 (mg/L)	0.06	---
アンモニア性窒素 (mg/L)	<0.04	---
磷酸態磷 (mg/L)	0.007	---
塩分濃度 (‰)	33.63	33.40
陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.03	---
クロロフィル a (µg/L)	2.2	---

(ウ) 下層

項 目	海 域 名	
	由比ヶ浜沖	七里ヶ浜沖
	(下層)	(下層)
水温 (°C)	19.1	19.5
水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.2
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	1.2	1.3
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	7.9	8.1
全窒素 (mg/L)	0.13	0.16
全磷 (mg/L)	0.015	0.016
全亜鉛 (mg/L)	0.001	---
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	---
LAS (mg/L)	<0.0006	---
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.05	---
硝酸性窒素 (mg/L)	0.06	---
アンモニア性窒素 (mg/L)	<0.04	---
磷酸態磷 (mg/L)	0.008	---
塩分濃度 (‰)	34.01	33.62

第3章 公害の現況と対策 Ⅲ化学物質

(1) 環境基準

ア ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	一年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	一年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
テトラクロロエチレン	一年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ジクロロメタン	一年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	

イ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	$1\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	$150\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	$1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の水質を除く)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が $250\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) 一般環境におけるダイオキシン類等の測定結果

ダイオキシン類の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、神奈川県が常時監視等を実施しています。市では、鎌倉市役所本庁舎屋上において有害大気汚染物質の調査を実施しました。それらの結果は、全てにおいて環境基準値以下でした。

ア 大気（県測定）（単位：pg-TEQ/m³）

鎌倉市役所本庁舎屋上	夏季	冬季	平均値	環境基準値
ダイオキシン類	0.023	0.037	0.030	0.6以下

イ 大気（市測定）（単位：mg/m³）

鎌倉市役所本庁舎屋上	5月	8月	11月	2月	平均値	環境基準値
ベンゼン	0.0004	<0.0003	0.0012	0.0014	0.0008	0.003以下
トリクロロエチレン	<0.013	<0.013	<0.013	<0.013	<0.013	0.13以下
テトラクロロエチレン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
ジクロロメタン	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	0.15以下

*トリクロロエチレンの環境基準が平成30年(2018年)11月19日に改正された（環境省告示第100号）。

ウ 河川水質（県測定）（単位：pg-TEQ/L）

摂取河川名	滑川	神戸川	環境基準値
ダイオキシン類	0.084	0.096	1以下

エ 河川底質（県測定）（単位：pg-TEQ/g）

摂取河川名	滑川	神戸川	環境基準値
ダイオキシン類	0.42 (H29)	0.65 (H30)	150以下

オ 土壌調査（県測定）

摂取地点	調査地点名	濃度 (pg-TEQ/g)	環境基準
ダイオキシン類	鎌倉市笛田	2.0	1000pg-TEQ/g以下

カ 地下水質調査（県測定）

摂取地点	調査地点名	濃度 (pg-TEQ/L)	環境基準
ダイオキシン類	鎌倉市岩瀬	0.041	1pg-TEQ/L以下

参考

(i) ダイオキシン類・・・ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めた物質の総称をいいます。ダイオキシン類は200種類を超える物質がありますが、このうち毒性があるとみなされているのは29種類です。

(ii) pg(ピコグラム)・・・重量を表す単位で、1兆分の1グラム。

(iii) TEQ(毒性等量)・・・ダイオキシン類は毒性の強さがそれぞれ異なっているため、ダイオキシン類全体の毒性の強さをTEQ(毒性等量)で表します。これは、ダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算したダイオキシン類全体の濃度です。

(iv) 環境基準・・・人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。その法的性格は、あくまで行政上の政策目標であり、事業活動等に関し直接に規制数値として働くものではありません。

第3章 公害の現況と対策 IV騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外（一般地域）の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A	50以下	40以下
A 及び B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（備考）環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を市長が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりです。

(ア) 地域の類型該当地域

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（鎌倉市は該当なし）

A：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

C：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(イ) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(ウ) 騒音の評価手法

等価騒音レベルにより評価します。

イ 道路に面する地域

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

（単位：デシベル）

時間の区分	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度
 ア 騒音
 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(備考) 騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

a 区域：専ら住居の用に供される区域

第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

b 区域：主として住居の用に供される区域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

c 区域：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供される区域

近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(iii) 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、以下のとおりです。

(単位：デシベル)

昼間	夜間
75	70

イ 振動

振動規制法に基づく道路交通振動の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

(備考) 振動規制法施行規則別表2の規定に基づき、区域及び時間の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

第2種区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

ア 騒音の規制基準（施行規則別表第11）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
その他の地域	55	50	45

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については適用しません。

イ 振動の規制基準（施行規則別表第12）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
その他の地域	65	55

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については適用しません。

(4) 自動車騒音常時監視調査

自動車騒音常時監視※は、市内の主要幹線道路に面した地域を対象に、自動車の走行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造等を評価区間として分割し、その評価ごとに対象地域内に住居等が存在する区域について環境基準適合状況を面的に評価(以下「面的評価」※※という。)しています。

市では平成24年度(2012年度)からの5ヵ年計画で、主要幹線道路に面している地域の住居等の面的評価を実施しています。

※道路を走行する自動車の騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※※道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域(道路端から50m)について沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して環境基準の達成状況を把握しています。

ア 調査日時

令和元年(2019年)11月20日(水)10:00~令和元年(2019年)11月21日(木)10:00

イ 調査場所

評価区間設定状況

路線名	評価区間番号	起点	終点	評価区間延長(km)※1	車線数	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	発生強度の把握の方法
藤沢鎌倉線	41610	鎌倉市手広6丁目3 藤沢・鎌倉市境	鎌倉市笛田1丁目3 手広交差点	0.6	2	平面	無	無	2
藤沢鎌倉線	41620	鎌倉市笛田1丁目3 手広交差点	鎌倉市長谷2丁目16	3.8	2	平面	無	無	1
阿久和鎌倉線	65410	鎌倉市関谷 横浜・鎌倉市境	鎌倉市岡本2丁目21	2.8	4,2	平面	無	無	2,1
阿久和鎌倉線	65420	鎌倉市岡本1丁目22 鎌倉・横浜市境	鎌倉市岡本2丁目2	0.9	2	平面	無	無	1

※1 評価区間延長は、面的評価支援システムによる距離のため、センサスの延長と異なる場合があります。

- 発生強度の把握の方法
- 1:沿道騒音レベルの実測による方法
 - 2:他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法
 - 3:自動車交通量及び速度の実測結果により、推計する方法
 - 4:交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法

ウ 調査結果

騒音の測定結果を下記表に示します。

調査の結果、藤沢鎌倉線は昼間69dB、夜間64dBであり、昼夜ともに環境基準を満足していました。
阿久和鎌倉線(65410)は昼間68dB、夜間62dB、阿久和鎌倉線(65420)は昼間66dB、夜間61dBであり、
どつらも昼夜ともに環境基準を満足していました。

騒音測定結果

(単位：デシベル)

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)		背後地騒音レベル (LAeq)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22時	22-6時	6-22時	22-6時	6-22時	22-6時
藤沢鎌倉線	鎌倉市常盤 (準住居地域)	69	64	70以下 (75以下)	65以下 (70以下)	49	40
阿久和鎌倉線 (65410)	鎌倉市植木 (第一種住居地域)	68	62			46	38
阿久和鎌倉線 (65420)	鎌倉市岡本1丁目22 (第一種住居地域)	66	61			45	39

※1 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)」とした。

※2 要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度(特例)」とした。

エ 令和元年度(2019年)調査環境基準の達成状況(全体評価)

本年度対象区間の全体評価について、全体(2,201戸)では昼夜ともに基準値以下は2,131戸(96.8%)、
昼のみ基準値以下は2戸(0.1%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は68戸(3.1%)
となりました。次に近接空間(934戸)では昼夜ともに基準値以下は870戸(93.1%)、昼のみ基準値以下は
2戸(0.2%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は62戸(6.6%)となりました。
次に非近接空間(1,267戸)では昼夜ともに基準値以下は1,261戸(99.5%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、
夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は6戸(0.5%)となりました。

令和元年度(2019年度)対象の面的評価結果

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数(2,201戸)	2,131	96.8	2	0.1	0	0.0	68	3.1
近接空間(934戸)	870	93.1	2	0.2	0	0.0	62	6.6
非近接空間(1,267戸)	1,261	99.5	0	0.0	0	0.0	6	0.5

重複計上を含まない戸数(評価対象路線同士が交差する併走する区間について重複する戸数を差し引いた戸数)としています。

オ 環境基準の達成状況（道路種別評価：過年度を含む）

過年度を含む道路種別評価は、一般国道において、昼夜とも環境基準を達成した割合は88.7%、昼のみ基準値以下が2.4%、夜のみ基準値以下が0.0%、昼夜ともに基準値超過が8.9%となりました。また、都道府県道において昼夜とも環境基準を達成した割合は98.8%、昼のみ基準値以下が0.4%、夜のみ基準値以下が0.0%、昼夜とも基準値超過が0.7%となりました。

道路種別別の面的評価の結果（戸数）

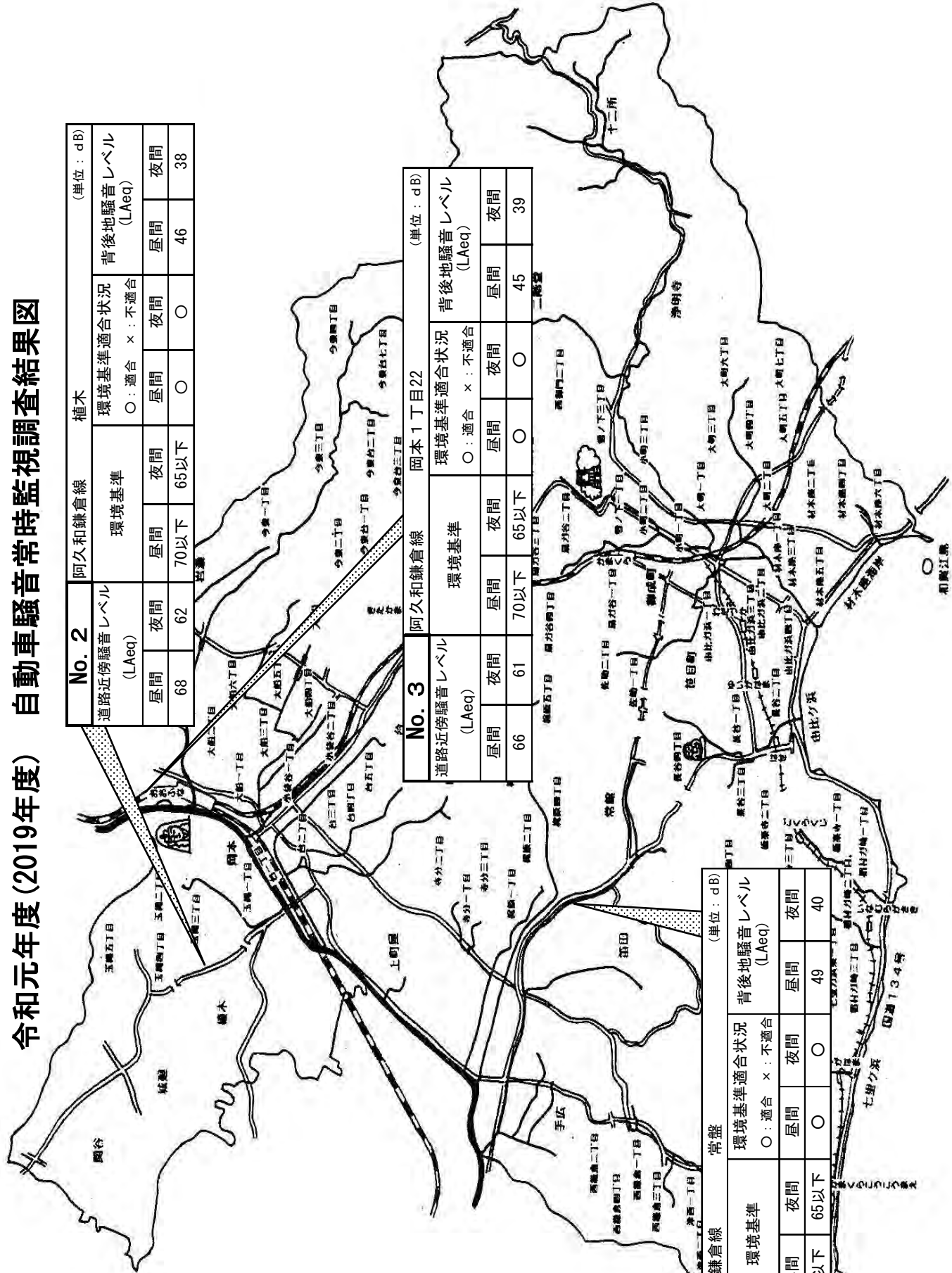
道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)					面的評価結果 (非近接空間)				
	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 屋 準 夜 値 と も 下 ① (戸)	基 屋 準 の 値 み 下 ② (戸)	基 夜 準 の 値 み 下 ③ (戸)	基 屋 準 夜 値 と も 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 屋 準 夜 値 と も 下 ① (戸)	基 屋 準 の 値 み 下 ② (戸)	基 夜 準 の 値 み 下 ③ (戸)	基 屋 準 夜 値 と も 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 屋 準 夜 値 と も 下 ① (戸)	基 屋 準 の 値 み 下 ② (戸)	基 夜 準 の 値 み 下 ③ (戸)	基 屋 準 夜 値 と も 超 過 ④ (戸)
一般国道	1,047	929	25	0	93	352	275	21	0	56	695	654	4	0	37
都道府県道	11,506	11,379	42	0	85	4,516	4,400	38	0	78	6,990	6,979	4	0	7
全体(住居等戸数)	12,289	12,308	67	0	178	4,868	4,675	59	0	134	7,685	7,633	8	0	44

全体の住居等戸数は、重複計上を含みません。

道路種別別の面的評価の結果（割合）

道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)				面的評価結果 (非近接空間)			
	基 屋 準 夜 値 と も 下	基 屋 準 の 値 み 下	基 夜 準 の 値 み 下	基 屋 準 夜 値 と も 超 過	基 屋 準 夜 値 と も 下	基 屋 準 の 値 み 下	基 夜 準 の 値 み 下	基 屋 準 夜 値 と も 超 過	基 屋 準 夜 値 と も 下	基 屋 準 の 値 み 下	基 夜 準 の 値 み 下	基 屋 準 夜 値 と も 超 過	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
一般国道	88.7	2.4	0.0	8.9	78.1	6.0	0.0	15.9	94.1	0.6	0.0	5.3	
都道府県道	98.9	0.4	0.0	0.7	97.4	0.8	0.0	1.7	99.8	0.1	0.0	0.1	
全体(割合)	100.2	0.5	0.0	1.4	96.0	1.2	0.0	2.8	99.3	0.1	0.0	0.6	

令和元年度(2019年度) 自動車騒音常時監視調査結果図



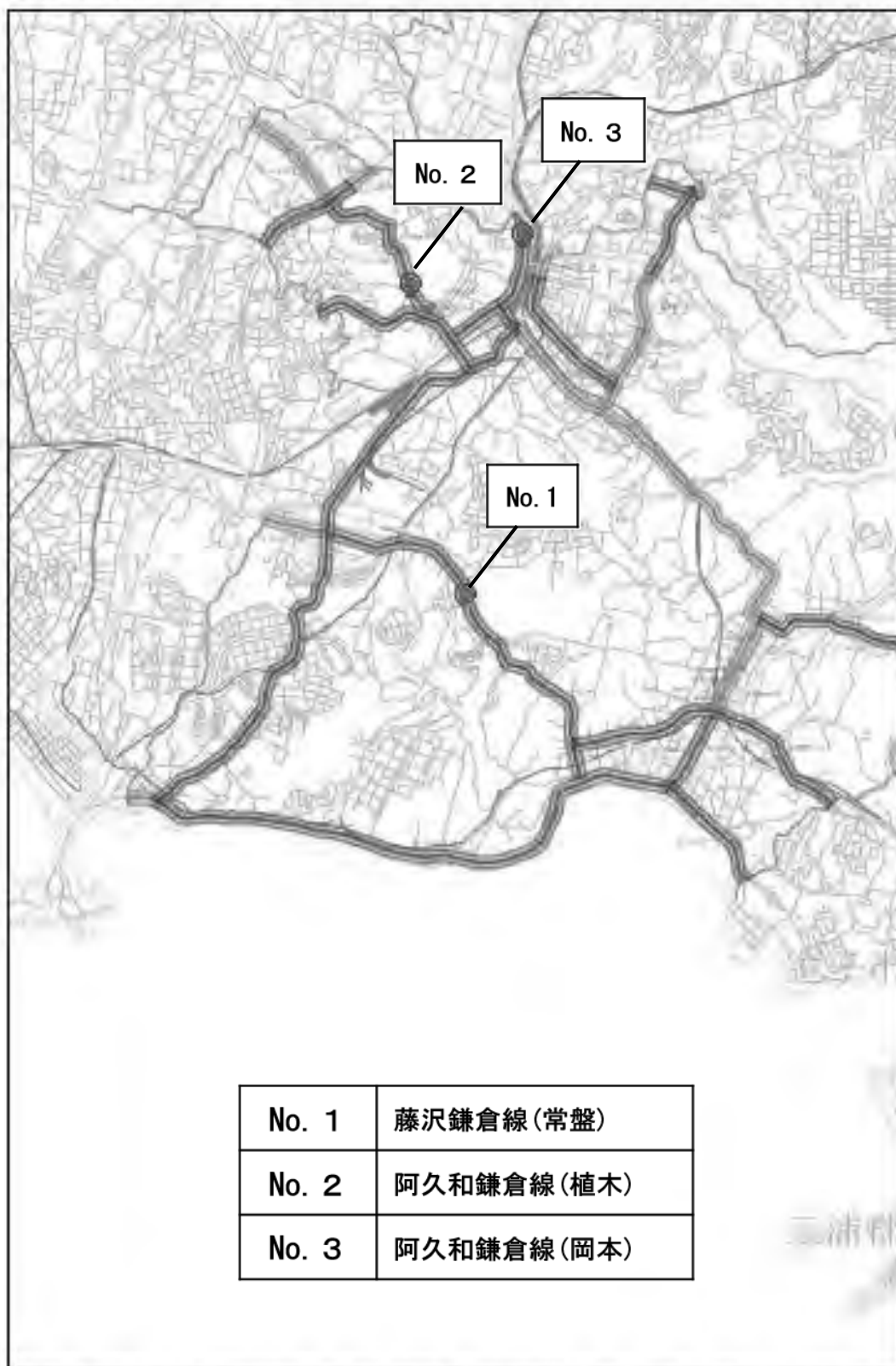
No. 2		阿久和鎌倉線				植木	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準				背後地騒音レベル (LAeq)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
68	62	70以下	65以下	○	○	46	38
		環境基準適合状況 ○: 適合 x: 不適合					

No. 3		阿久和鎌倉線 岡本1丁目22					
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準				背後地騒音レベル (LAeq)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
66	61	70以下	65以下	○	○	45	39
		環境基準適合状況 ○: 適合 x: 不適合					

No. 1		常盤					
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準				背後地騒音レベル (LAeq)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
69	64	70以下	65以下	○	○	49	40
		環境基準適合状況 ○: 適合 x: 不適合					

位置図（騒音測定地点、評価区間）

縮尺率 1:50,000



この地図の作成にあたっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空照ドラス基盤）を使用したものである。
（承認番号 平15の防衛、第2222号）

位置図（騒音測定地点、評価区間）

縮尺率 1:50,000



この地図の作成に当たっては、国土院地籍課の承認を得て、国営発行の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。
（承認番号 平1の地籍、第2222号）

(5) 環境騒音調査

本市では、市内全域の一般地域における騒音の実態を把握するために、市内の23地点で環境騒音調査を実施しています。このうち令和元年度(2019年度)は5地点で測定を行いました。

ア 調査期日

令和元年(2019年)11月7日の1日間

イ 測定機器

騒音計(リオンNL-22)

騒音計用プリンター(リオンDPU-414)

ウ 調査方法

日本工業規格Z8731及び騒音に係る環境基準の評価マニュアルを、本市の環境騒音の実態に応じて準用しました。評価の基準には環境基準を用いて、各調査地点及び行政地域ごとの等価騒音レベルにより評価しました。

(7) 調査時間と回数

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき1回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(4) 測定方法

一般地域の人間活動に伴い発生する騒音を対象として、1地点につき10分間の等価騒音レベル等の測定を、昼間5地点、夜間2地点で実施しました。

(ウ) 支配音源の種類

音源の種類	発生源の概要
1 自動車音	自動車に起因する音
2 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の音(人の話し声、自転車音、子どもの遊び声など)
3 工場、事業所等の音	工場や事業所などに起因する音(商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店などから発生する騒音を含む)
4 家庭音	家庭内の生活活動に起因する音(話し声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴き声、家庭機器音など)
5 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音など自然に起因する音
6 特殊音	航空機、鉄道、建設作業などに起因する音
7 その他の音	特定できるが、上記の分類に入らない音
8 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

エ 調査結果

今年度の昼間の調査では調査地点5地点のすべてが環境基準を満足(達成状況100%)し、高い達成率を示す結果となりました。

夜間の調査では、昼間の調査結果と同様に、調査地点2地点とも環境基準を満足(達成状況100%)していました。

(i) (基準時間帯:昼)一般地域A及びB類型 [専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)]

No.	調査地点	区域 類型	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音 暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
1	材木座2-9-1	鎌倉 A	44.4	42.4	37.6	35.5	35.0	67.8	56.1	40.0	55	○	1,4,5
2	極楽寺3-1-7	鎌倉 A	52.5	46.0	38.8	35.3	34.8	78.9	72.9	51.1	55	○	1,5,7

(ii) (基準時間帯:昼)一般地域C類型 [相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)]

NO.	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音 暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
13	御成町11-12	鎌倉 C	53.1	50.9	45.9	44.2	43.9	77.8	72.8	50.0	60	○	1,2
14	笹目町6-46	鎌倉 C	54.1	49.3	40.8	35.9	35.1	76.6	68.9	48.8	60	○	1,2
15	材木座3-16-22	鎌倉 C	56.0	53.4	43.7	38.2	37.6	77.8	68.3	50.0	60	○	1,4

(iii) (基準時間帯:夜)一般地域A及びC類型 [専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)]

	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音 暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
2	極楽寺3-1-7	鎌倉 A	35.4	33.5	29.7	26.5	25.9	59.5	54.6	31.7	50	○	5
13	御成町11-12	鎌倉 C	43.7	41.3	36.2	34.0	33.6	68.0	69.4	40.2	50	○	1,2,4

(iv) 行政地域・類型別環境基準達成割合

環境基準類型		A及びB類型					C類型				
行政地域		鎌倉 地域	大船 地域	深沢 地域	腰越 地域	玉縄 地域	鎌倉 地域	大船 地域	深沢 地域	腰越 地域	玉縄 地域
調査地点数(カ所)	昼	2	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	夜	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
環境基準超過 調査地点数(カ所)	昼	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
	夜	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
行政地域別 環境基準達成割合 (%)	昼	100	-	-	-	-	100	-	-	-	-
	夜	100	-	-	-	-	100	-	-	-	-
地域類型別 環境基準達成割合 (%)	昼	100					100				
	夜	100					100				
市域全体 環境基準達成割合 (%)	昼	100									
	夜	100									

* 行政地域別環境基準達成割合

行政地域毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 地域類型別環境基準達成割合

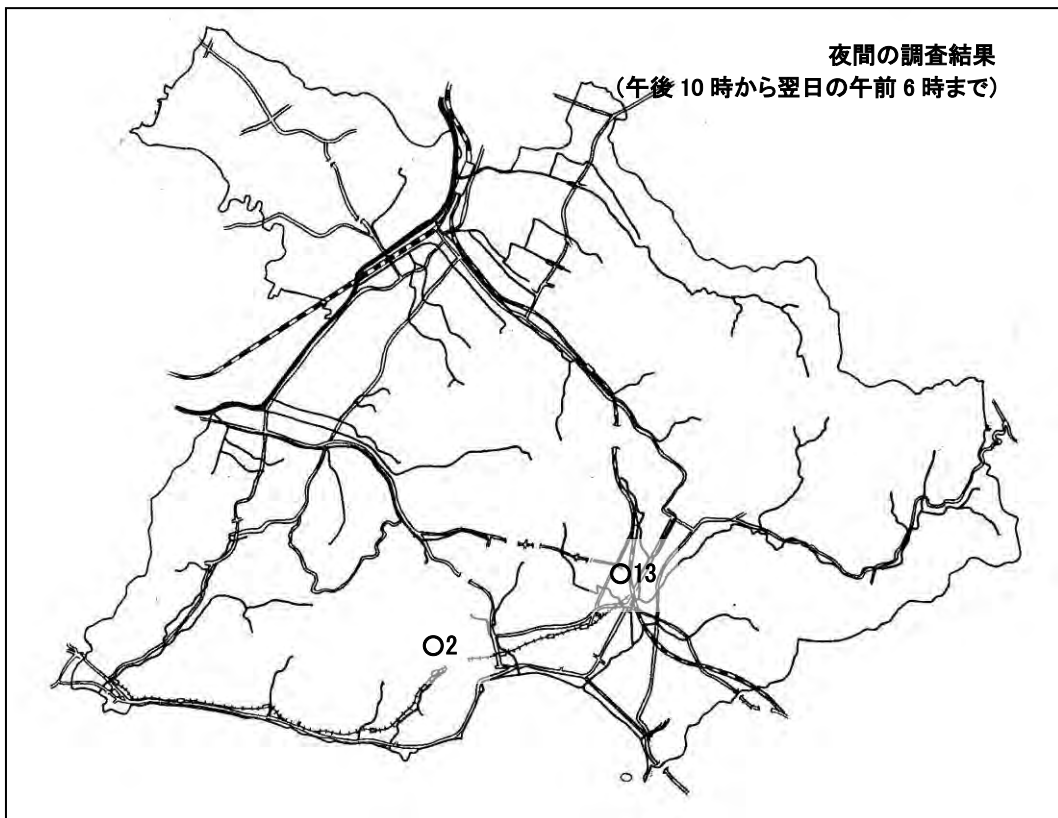
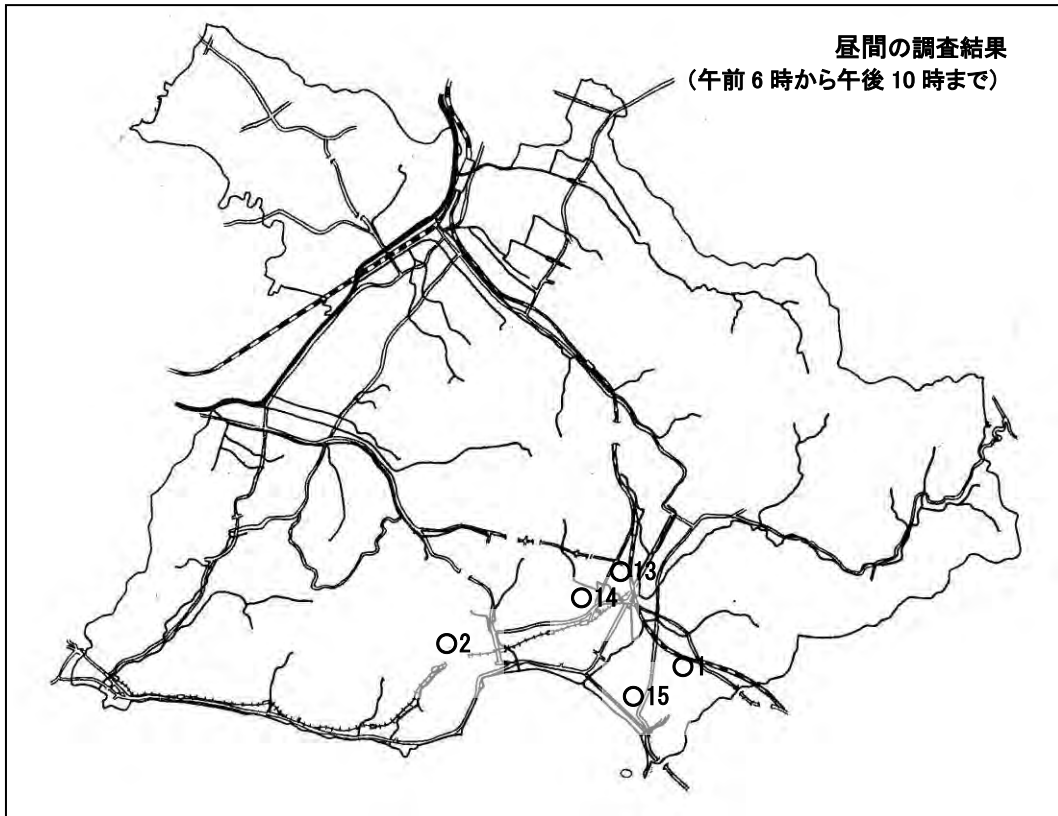
地域類型毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

* 市域全体環境基準達成割合

市域全体の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

※調査地点は当該住所付近で行っています。

令和元年度(2019 年度) 環境騒音調査結果図



記号の数字は調査地点 No.を示す。
○は環境基準の適合地点を示す。
●は環境基準の不適合地点を示す。

第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下

(1) 地盤沈下調査

地盤沈下は環境基本法に定められた典型七公害のひとつですが、他の公害と異なり目に見える変化は少なく、社会的認識に乏しい公害といえます。しかし、一度被害が生じると原状回復は非常に困難であり、社会的にも大きな影響をもたらします。地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生じるとするのが定説となっています。対策としては、工業用水法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で地域指定し、地下水採取について規制を行っています。

本市は県の条例で指定地域の周辺の地域と定められ、昭和52年(1977年)から柏尾川周辺の工業地域を中心に水準測量調査を行っています。令和元年度(2019年度)の調査は、16地点で測量が行われました。

なお、平成25年度(2013年度)より地盤沈下調査は隔年にて実施されることとなったため、平成26年度(2014年度)、平成28年度(2016年度)及び平成30年度(2018年度)の調査は実施していません。

令和元年度(2019年度)の調査結果として、調査対象地域内において、有効水準点15地点のうち15地点で沈下が確認されました。平成30年(2018年)1月1日から令和2年(2020年)1月1日までの2年間変動量は-4.9mm~-9.0mmであり、全地点、変動量は10mm未満でした。

用語の説明

水準測量・・・土地の高さ(標高)を精密に測定するため、調査対象区域に水準点を定め測量することをいいます。これは、各種測量の高さに基準を与えるとともに、地盤沈下の実態の解明や、地震予知の基礎資料の提供に大きく貢献しています。水準点は300~500メートル間隔に金属標または石標を配置し、水準儀及び標尺を用いて日本水準原点(国内の高さの基準となる点として、東京都千代田区永田町にある。)及びこれに準ずる水準基点の高さと順次比べて高低差を求めます。

変動・・・例えば、平成25年度(2013年度)の変動量とは、同一水準点における平成26年(2014年)1月1日の標高値と平成25年(2013年)1月1日の標高地の差をいいます。

ア 水準点位置

水準点番号	設置箇所	所在地	備考
F-48	藤沢市立十二天公園	藤沢市村岡東1-6	新規
I 5360-1	手広なのはな公園(国家水準点)	鎌倉市手広一丁目41番8	H25年10月移転
1	(株)神戸製鋼所藤沢工場	藤沢市宮前字裏河内100番地	変更なし
2	三菱電機(株)鎌倉製作所	鎌倉市上町屋325番地	変更なし
4	県立大船フラワーセンター	鎌倉市岡本1018番地	変更なし
5	デンカ(株)大船工場	鎌倉市台二丁目13番1号	変更なし
7	三菱電機(株)情報技術総合研究所	鎌倉市大船五丁目1番1号	変更なし
BM. 3	玉縄橋横歩道横	鎌倉市岡本字耕地1010番地1先	変更なし
仮BM. 4	新富岡橋前歩道 (BM. 4 大和橋横歩道横 亡失)	鎌倉市岡本一丁目8-5地先	平成25年度設置
BM. 11	山崎浄化センター横歩道	鎌倉市山崎字上河内589番地5先	変更なし
BM. 12	神鋼橋横歩道	鎌倉市寺分字堅畑214番地60先	変更なし
BM. 13	深沢派出所横歩道	鎌倉市笛田字上耕地163番地2先	変更なし
BM. 18	大船体育館	鎌倉市台三丁目390番1号	変更なし
BM. 306	玉縄小学校	鎌倉市玉縄一丁目860番地	変更なし
BM. 307	大船行政センター	鎌倉市大船二丁目1番26号	変更なし
T-56	芝浦メカトロニクス(株)	横浜市栄区笠間二丁目5番1号	変更なし

イ 地盤沈下調査水準測量成果表

調査場所		項目	平成28年 1月1日	平成29年 1月1日	平成30年 1月1日	平成31年 1月1日	令和2年 1月1日
I 5360-1 手広	手広なのはな公園	標高(m)	7.9113	—	7.9035	—	7.8986
		変動量(mm)	固定点のため 変動量なし	—	-7.8	—	-4.9
1 藤沢市宮前	(株)神戸製鋼所 藤沢工場	標高(m)	7.9757	—	7.9686	—	7.9631
		変動量(mm)	-0.3	—	-7.1	—	-5.5
2 上町屋	三菱電機(株) 鎌倉製作所	標高(m)	8.2468	—	8.2409	—	8.2359
		変動量(mm)	+4.1	—	-5.9	—	-5.0
4 岡本	県立フラワーセン ター大船植物園	標高(m)	7.5920	—	7.5865	—	7.5795
		変動量(mm)	-0.5	—	-5.5	—	-7.0
5 台	デンカ(株) 大船工場	標高(m)	9.4042	—	9.3987	—	9.3908
		変動量(mm)	-2.6	—	-5.5	—	-7.9
7 大船	三菱電機(株)情報 技術総合研究所	標高(m)	10.4437	—	10.4376	—	10.4286
		変動量(mm)	-4.8	—	-6.1	—	-9.0
BM. 3 岡本	玉縄橋横歩道	標高(m)	10.2112	—	10.2058	—	10.1985
		変動量(mm)	+0.7	—	-5.4	—	-7.3
仮BM. 4 岡本	新富岡橋横歩道	標高(m)	10.3935	—	10.3920	—	10.3849
		変動量(mm)	-1.8	—	-1.5	—	-7.1
BM. 11 山崎	山崎浄化センター 横歩道	標高(m)	9.6301	—	9.6236	—	9.6155
		変動量(mm)	+0.3	—	-6.5	—	-8.1
BM. 12 寺分	神鋼橋横歩道	標高(m)	9.3563	—	9.3496	—	9.3439
		変動量(mm)	+0.6	—	-6.7	—	-5.7
BM. 13 笛田	深沢派出所横歩道	標高(m)	7.7807	—	7.7733	—	7.7681
		変動量(mm)	+0.1	—	-7.4	—	-5.2
BM. 18 台	大船体育館	標高(m)	9.8937	—	9.8901	—	9.8820
		変動量(mm)	-3.4	—	-3.6	—	-8.1
BM. 306 玉縄	玉縄小学校	標高(m)	8.5347	—	8.5291	—	8.5228
		変動量(mm)	-0.8	—	-5.6	—	-6.3
BM. 307 大船	大船行政センター	標高(m)	9.1944	—	9.1890	—	9.1818
		変動量(mm)	-3.1	—	-5.4	—	-7.2
T-56 横浜市笠間	芝浦メカトロニク ス(株)	標高(m)	10.4137	—	10.4127	—	10.4059
		変動量(mm)	固定点のため 変動量なし	—	-1.0	—	-6.8

平成25年度(2013年度)の測量成果：「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による地殻変動により、測量の基準である日本水準原点の原点数値の改正が行われました。算出した成果は、改正された原点数値に基づく成果「世界測地系(測地成果2011)」としました。

平成27年度(2015年度)の測量成果：平成25年度(2013年度)にて計算されたI 5360-1とT-56の標高(固定点とする)を基準に計算を行いました。また、測量が各年の実施となったことから、2年間の変動量となっています。

ウ 水準測量調査集計表

調査水準点数	15	測量延長 (km)	9.338
有効水準点数	15	調査面積 (km ²)	6.423
沈下水準点数	15	沈下面積 (km ²)	6.423
5 mm未満	1	5 mm未満	0.245
5 mm以上 10mm未満	14	5 mm以上 10mm未満	6.178
10mm以上 15mm未満	0	10mm以上 15mm未満	0.000
15mm以上	0	15mm以上	0.000
不動水準点数	0		
隆起水準点数	0	隆起面積 (km ²)	0.000
5 mm未満	0	5 mm未満	0.000
5 mm以上 10mm未満	0	5 mm以上 10mm未満	0.000
10mm以上	0	10mm以上	0.000

区分	所在地	水準点番号	変動量 (cm)
2年間最大沈下点	鎌倉市大船5丁目1-1	7	-0.90
最近6年間の累積最大沈下点	鎌倉市大船5丁目1-1	7	-2.66
調査開始(昭和52年)以来の 累計最大沈下点	鎌倉市大船5丁目1-1	7	-20.18

2年間沈下量上位5地点

順位	所在地	水準点番号	沈下量(cm)
1	大船5丁目1-1	7	-0.90
2	山崎字上河内589-5地先	BM.11	-0.81
3	台3丁目390-1	BM.18	-0.81
4	台2丁目13-1	5	-0.79
5	岡本字耕地1010-1地先	BM.3	-0.73

令和元年度(2019年度)調査対象位置図



鎌倉市環境調査データ集（令和元年度(2019年度)）

編集・発行

令和3年（2021年）3月

鎌倉市環境部環境保全課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話（代表） 0467-23-3000

ダイヤルイン 0467-61-3420

FAX 0467-23-8700